

令和 7 年 9 月 8 日 (月曜日)

令和 7 年度南三陸町議会 9 月会議会議録

(第 5 日目)

令和7年9月8日（月曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長 (総務課長事務取扱)	三浦浩君
企画課長	岩淵武久君
町民税務課長兼 歌津総合支所長	芳賀洋子君

保健福祉課長	阿部 好伸君
農林水産課長	佐藤 正行君
商工観光課長	宮川 舞君
建設課長	遠藤 和美君
会計管理者兼会計課長	男澤 知樹君
上下水道事業所長	小野寺 洋明君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 宏明君
総務課課長補佐	渡邊 隆史君
教育育長	小松 祐治君
教育委員会事務局長	及川 貢君
代表監査委員	横山 孝明君
監査委員事務局長	高橋 伸彦君
選挙管理委員会事務局書記	渡邊 隆史君
農業委員会事務局長	佐藤 正行君

事務局職員出席者

事務局長	高橋 伸彦
主査	佐藤 辰重

議事日程 第5号

- 令和7年9月8日（月曜日） 午前10時00分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 7号 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合規約の変更に係る専決処分の
報告について
- 第 4 議案第17号 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の教育機関を気仙沼市へ移管す
ることに伴う財産処分について
- 第 5 議案第18号 令和7年度南三陸町一般会計補正予算(第2号)
- 第 6 議案第19号 令和7年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- 第 7 議案第 20 号 令和 7 年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 8 議案第 21 号 令和 7 年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 9 議案第 22 号 令和 7 年度南三陸町市場事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 10 議案第 23 号 令和 7 年度南三陸町水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 第 11 報告第 8 号 令和 6 年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について
- 第 12 報告第 9 号 令和 6 年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について
- 第 13 認定第 1 号 令和 6 年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 認定第 2 号 令和 6 年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 認定第 3 号 令和 6 年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 認定第 4 号 令和 6 年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 17 認定第 5 号 令和 6 年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18 認定第 6 号 令和 6 年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 第 19 認定第 7 号 令和 6 年度南三陸町下水道事業会計決算の認定について
- 第 20 認定第 8 号 令和 6 年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
- 第 21 認定第 9 号 令和 6 年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 21 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日も円滑な議事運営によろしく御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において3番高橋尚勝君、4番須藤清孝君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

既にお手元に配付しておりますとおり、町長提出議案2件が提出され、これを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 報告第7号 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合規約の変更に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、報告第7号気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合規約の変更に係る専決処分の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第7号気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合規約の変更に係る専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本件は、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合規約の変更に係る構成団体の協議が必要となることから、本年8月22日、

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合規約の変更について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） おはようございます。

それでは、報告第7号気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合規約の変更に係る専決処分の報告に関しまして、その細部について御説明を申し上げます。

議案書につきましては4ページから7ページまで、議案関係参考資料は8ページから11ページ目までとなります。

初めに、本件の概要について申し上げさせていただきます。

本件につきましては、本町と気仙沼市で構成いたします気仙沼・本吉地域広域行政事務組合において、平成6年の10月から設置、運営いたしてございますリアス・アーク美術館につきまして、令和8年4月1日に気仙沼市に移管することとしまして、それに伴い、当該美術館に係る事務の共同処理を廃止、それらを目的に組合規約の改正を行うといったものでございます。

なお、本件に関しましては昨年の9月10日に開催されました議会全員協議会でも議員皆様に御説明を申し上げております内容となります。また、先週には組合事務局から直接の御説明もなされたと伺ってございますので、重なる部分もあろうかと思いますけれども、あらかじめ御承知をいただければと思います。

改めまして、議案書の6ページについて御説明を申し上げます。

議案書の6ページには協議書の内容をお示ししてございます。地方自治法第286条第1項におきましては、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係する地方公共団体の協議により定めるといった旨が規定されてございまして、この6ページ目が当該協議に用いる書面といったことになるものでございます。

続きまして、議案書の7ページを御覧いただきますと、いわゆる一部変更規約の内容といたしまして、令和8年4月1日を施行の日といたします改め文についてお示しをいたしてございます。この改めることといたします内容の具体につきましては、議案関係参考資料を用い

まして御説明をさせていただければと思います。

それでは、議案関係参考資料の8ページを御覧ください。

改正条項におきまして、いわゆる文言の整理や繰上げ等といった部分を除き、主たる改正点について順に御説明を申し上げます。

現行の第3条第4号についてとなります。第3条において定めます組合の共同処理する事務から、リオス・アーク美術館に係る部分を削るといったものでございます。

また、9ページとなります同じく現行の同条第6号につきましては、今般予定いたしますリオス・アーク美術館の移管に伴い、組合におきます教育委員会も解散となりますことから、関係する規定について削るといったものでございます。

同じく9ページにございます現行の第11条につきましては、当該規定が教育長及び教育委員の失職に係る事務に応じるといった規定でございますため、教育委員会の解散に基づき削るといったものでございます。

直下にあります現行の第12条につきましては、共同処理する事務の見直しにより組織立てとしての事務局を有さないといったことになりますことから、結果、消防本部に係る内容に置き換えるといったものでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。

現行の第13条につきましては、リオス・アーク美術館の企画事業費に充ててきたふるさと市町村基金の廃止に伴いまして、関係条項について廃止をするといったものでございます。なお、基金の廃止に関しましては、いわゆる財産処分といったしまして議案第17号においてお諮りする内容に含まれますことをあらかじめ御了解をお願いいたします。

以上が、共同処理する事務の変更及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合規約の変更の内容となります。

議案書の4ページ及び5ページにお戻りいただく内容となります。本件、地方自治法第286条に基づく協議に当たりましては、同法第290条により関係地方公共団体の議会の議決を必要とされているところ、その手続につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項として議会から御指定を賜っておりますことから、令和7年8月22日付で専決処分をし、それについて地方自治法第180条第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

以上、報告第7号の細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって報告第7号の件を終わります。

日程第4 議案第17号 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の教育機関を気仙沼市
へ移管することに伴う財産処分について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第17号気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の教育機関
を気仙沼市へ移管することに伴う財産処分についてを議題といたします。提出者の説明を求
めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第17号気仙沼・本吉地域広域行政事務組合
の教育機関を気仙沼市へ移管することに伴う財産処分についてを御説明を申し上げます。

本案は、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の教育機関を気仙沼市へ移管することに伴う財
産処分を関係市町において協議をするため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決に付す
ものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜
りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは、議案の第17号気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の教育
機関を気仙沼市へ移管することに伴う財産処分につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書の28ページから30ページまでとなります。

初めに、本件の概要について申し上げます。

本件につきましては、さきの報告第7号と直接に関連いたしまして、本町と気仙沼市で構成
いたします気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の教育機関であるリース・アーク美術館を令
和8年4月に気仙沼市に移管することに伴い、それに関連する財産処分につきましてお諮り
するものでございます。

改めまして、議案書の29ページについて御説明を申し上げます。

議案書の29ページには協議書の内容をお示ししてございます。地方自治法の第289条におき
ましては、同法第286条の場合、具体にはさきの報告第7号の場合となります。当該場合に
財産処分を必要とするときは関係地方公共団体の協議によりこれを定めることとされており、
この29ページ目が当該協議に用いる書面といったことになるものでございます。

ここで議案書を1ページお戻りいただきまして、28ページを御覧願います。

ただいま申し上げました協議に当たりましては、地方自治法の第290条において関係地方公共団体の議会の議決を必要とされておりますことから、今般、同条の規定に基づくものとして議会にお諮りをいたすものでございます。

大変恐縮ですが、議案書の30ページを御覧ください。今般、財産処分としてお諮りする財産の内容とその帰属先についてお示しをした資料となってございます。

1項といたしまして気仙沼市へ帰属することとする財産について、2項として本町へ帰属することとする財産について、また、3項では気仙沼市に債務承継する負債についてお示ししているものでございます。

4項にございますとおり、財産処分の時期につきましては令和8年の4月1日となるものでございます。

なお、改めて2項にございます本町へ帰属することとする財産に関して申し上げますと、ふるさと市町村圏基金のうちの本町出資残金2,999万4,000円、このほかといたしましては、広域活動計画取崩しの残分となります。現段階における見込みといたしましては、119万4,000円程度といった計算がなされてございます。

この本町に帰属することとなるもののいわゆる返還につきましては、令和8年4月1日付と予定されてございますので、予算措置といたしますと令和8年度予算として手続を進める上で現在予定をいたしております。あらかじめ御承知をいただければと思います。

以上、議案第17号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の再細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

暑い方は脱衣を許可します。

今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

先日、直接来て説明も受けたんですけども、実は若干考えたいことがあります。

今回、移管の件に関してなんですかけども、美術館、教育機関を気仙沼市へ移管ということで、移管することによって、当町での文化芸術に対する教育なり取組がこのことによって後退することがないのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 移管に伴う担当者会議、当課のほうでまずもって所掌させていただいてございますので、企画課としてお答えをさせていただきます。

ただいま申し上げました事務レベルの移管に伴う担当者会議でございますけれども、当然、一部事務組合さんと気仙沼市さん、また本町として教育委員会部局と我々のほうで出席をさせていただいてございます。議員御指摘の令和8年度以降、その移管に伴って、いわゆる構成町から本町が抜けることに伴って圏域の文化とかそういったものの振興に影響がないかといった御質問でございますけれども、今後は気仙沼市さんと南三陸町といった形で市と町の教育委員会で連携を十分に図っていくということで、担当者会議等でも何回も協議がなされ了解されてございますので、これまでですと、一方で一部事務組合という構成ですので、枠組みとすれば対するのも一部事務組合となります、今後は同じく市町村といったことで気仙沼市さんと南三陸町ということになりますので、より密接な連携といったことも期待されると考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 説明されたときも伺ったんですけれども、これまでどおりほとんど美術館を、使わせてもらうという表現が適切かどうか分からないんですけれども、ワークショップとそのほか無料のパス、学校で使えるやつとかそういったやつも使えるということで分かったんですけども、今後、再度伺いたいのは、一部事務組合から気仙沼市さんに移ったことによって、先ほど課長も説明あったように一部事務組合から離れることによって、例えばなんですけれども、将来的に美術館で企画展示、そのほか特別展等するんでしょうけれども、そういうたやつの規模を少なくしてでも巡回のような形で巡回展示みたいな形で今後連携していくけるのか、そういうた考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 実際に令和8年度以降の事業の実施形態というものにつきましては、気仙沼市さんの教育委員会と本町の教育委員会とで可能な限りの意見交換等といったことになると思いますので、具体といった内容につきましては、今後といったことで御了解をいただければと思います。

ただ、1点重ねてとなりますけれども、担当者会議等でも組合と市と町といった形の中でのお話し合いの中では、よりこれまで以上にといいますか連携の強化はしていきましょうということでありがたいお話をいただいておりますので、そういうた形で事務事業の展開といったことになろうかと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 連携の継続という部分に関しましては、本町で行ってお

ります児童生徒を対象にしたおらほの町自慢絵画展にリアス・アーク美術館の館長さんを審査員として依頼はしているところでございますけれども、今後についても、そのあたりについては継続してこちらもお願いしたいと思っておりますし、美術館のほうからも、全然それは問題ないといった御回答をいただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。

それでは、1点お伺いしますけれども、教育委員会さんがそれを担うということなんですが、詳細な事務量が確認できていないんですけれども、教育委員会の職員体制、現職員でやるのか、移管されることによって職員が増になるのか、その辺お伺いします。

それから、ただいま説明ありましたけれども、学校関係の展示物が多くなる、これから直接教育委員会さんが担当するので今まで以上に多くなることでいいのかなあと思われるんですけども、その2点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 職員の体制につきましては、この美術館を気仙沼市に移管するということでございますので、来年度以降の体制については、気仙沼市さんのほうで職員の増強なりというのを考えているところかと思います。

本町の教育委員会の職員については、その負担が上がるとかそういったことではございませんので御了解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第18号 令和7年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第18号令和7年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第18号令和7年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、令和7年度普通交付税決定額に基づく調整のほか、林道災害復旧工事費を計上するなどしたものです。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） おはようございます。

それでは、議案第18号令和7年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の2ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億745万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億3,137万8,000円とするものです。

次に、3ページからの第1表歳入歳出予算補正について、款ごとの構成比を申し上げます。10款地方交付税36.1%、14款国庫支出金13.1%、15款県支出金5.5%、16款財産収入1.2%、18款繰越金11.8%、20款諸収入2.2%、21款町債8.1%、補正されなかった款項に係る額につきましては22.0%となっております。

次に、歳出の構成比を申し上げます。

2款総務費23.2%、3款民生費19.0%、4款衛生費11.0%、5款農林水産業費7.4%、6款商工費3.1%、7款土木費7.3%、8款消防費5.7%、9款教育費10.5%、5ページに参りまして10款災害復旧費0.3%、12款予備費0.6%、補正されなかった款項に係る額につきましては11.9%となっております。

次に、6ページ、第2表地方債補正でございます。

1点目は、地方債の追加でございます。農林水産業施設災害復旧事業につきまして、本年5月の豪雨による林業施設災害復旧に充てるため追加をするものでございます。

2点目は、地方債の変更です。道路維持事業につきまして、凍上災害防止舗装工事に充てるため増額の変更を行うものでございます。

続いて、予算の詳細について説明をいたします。

10ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

上段の10款1項1目地方交付税の1億1,147万1,000円の増額につきましては、今年度の交付額確定によるものです。これによりまして、今年度の普通交付税額は37億5,147万1,000円となります。

次の14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金の900万円につきましては、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金であります。歳出で御説明をいたしますが、水道事業へ補助を行って上水道基本料金1か月分の減免を行うものでございます。

2目民生費国庫補助金1項社会福祉費補助金、生活困窮者自立支援相談事業等補助金につきましては、歳出の社会福祉総務費委託料に充当するもので、補助率が4分の3となっております。具体的な内容につきましては、後ほど歳出で説明をいたします。

児童福祉費補助金の580万8,000円につきましては、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料から子ども・子育て支援金徴収が開始されることに伴いますシステム改修への100%補助でございます。

9目災害復旧費国庫補助金は、今年5月の豪雨により林道災害復旧工事に係る2分の1補助となるものでございます。

最下段、15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金のうち、農業費補助金につきましては160万円、農業用水の確保に要した費用の補助に対する40%の補助となります。

次の林業費補助金につきましては155万円ということで、歳出の林道費、工事請負費に充当するもので、対象事業費の51%の補助等となってございます。

続いて、11ページ中段、16款財産収入2項財産売払収入1目の不動産売払収入につきましては、戸倉、馬場・中山、西田・細浦、松崎、伊里前の団地の5件分の売払いによるものでございます。

最下段、18款繰入金につきましては、それぞれ6年度決算の精算等によるものでございます。次に、12ページでございます。

下段の町債につきましては、先ほど地方債補正で説明したとおりでございます。

続いて、歳出に移ります。

13ページをお開きください。

なお、歳出のほうで各科目にわたって人件費が計上されてございますが、こちらは人事異動等による調整ということでございますので、説明は省略させていただきます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の委託料100万円につきましては、人事評価のた

めの研修等について追加をするものでございます。

続いて、5目財産管理費22節過年度復興交付金返還金は、歳入の土地売払収入で説明した移転促進団地の売払収入のうち、国庫分1,187万1,000円を返還するものでございます。

6目企画費、扶助費100万円につきましては、町の上水道未普及世帯に対し水道基本料金1か月相当額を助成するものでございます。対象世帯は500世帯ほどとなります。

続いて、14ページをお開き願います。

10目危機対策費18節の補助金31万9,000円につきましては、防災土育成事業費補助金を追加するもので、財源としてふるさとまちづくり基金を充てるものでございます。当初5人から10人分ということで、今回補正をしております。

続いて、15ページ上段、4項選挙費1目の選挙管理委員会費の備品購入費132万円につきましては、期日前投票システム用パソコンについて端末4台を更新するものでございます。

次に、4款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の委託料200万円につきましては、アウトリーチ事業委託料として、被災者の見守りなどの支援の網にかからない方々向けの重層支援体制整備事業を実施するものでございます。歳入で申し上げました150万円の補助金を財源に行うものでございます。

続いて、27節繰出金719万7,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げました国保のシステム改修分として繰り出しするものでございます。

16ページをお開き願います。

4目障害者福祉費委託料につきましては、障害福祉サービス管理システムに係る改修でありまして、歳入の障害者総合支援事業補助金を受けて実施するものでございます。

6目高齢者医療費委託料60万5,000円につきましても、国保同様、歳入で御説明したシステム改修に係る経費を計上してございます。

続いて、17ページ、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費の委託料492万円については、新型コロナワクチンの接種に係る委託料です。500人分を予定計上してございます。

最下段、環境衛生費委託料については、南さんりく斎苑の指定管理料の追加分として410万円を補正するものでございます。

次に、18ページを御覧願います。

4項上水道費1目上水道費18節水道事業会計補助金につきましては、歳入でも御説明を申し上げました物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を受けて実施いたします上水道基本料金1か月分の減免に係る補助になります。

次の5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節250万円は、農業用水確保に要した電気燃料費及び給水に必要な資材購入費の2分の1の補助になります。

次に、5目の農業農村整備費の工事請負費1,250万円につきましては、大平頭首工の改修工事分ということになります。18節の200万円につきましては、農業用水確保に要した費用について2分の1を補助するもので、歳入で説明いたしました助成金を充当するものでございます。

続きまして、19ページの2項林業費3項の林道費でございますが、工事請負費330万円、こちらも歳入で説明いたしました補助金を充当し、樋の口1号線の橋梁の修復工事を実施するものでございます。

次に、3項水産業費2目水産業振興費100万円につきましては、市場事業特別会計への繰り出しということで、市場事業会計において排水処理施設の改修工事を行うものでございます。

次の6款商工費1項商工費5目観光振興費18節1,860万円につきましては、不定期航路事業船等の事業者に対し、安全設備の導入支援として2分の1の助成を実施するものでございます。

20ページをお開きください。

6目観光施設費委託料270万円は、神割崎キャンプ場内の松枯れによる54本を伐採する経費を計上したものでございます。

次の中段、7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費、工事請負費2,050万円につきましては、歳入の町道災害防止対策事業債を活用し、町道の舗装工事を実施するものでございます。対象路線は4路線でございまして、町道志津川環状線、横断2号線、横断3号線、堇の浜線ということになります。

21節の22万1,000円につきましては、今議会、議案第16号で議決をいただいた損害賠償に係る予算措置でありまして、歳入の全国町村会総合賠償補償保険金を充当するものでございます。

続いて、21ページ最下段、9款教育費5項保健体育費4目学校給食費、事業費100万円につきましては、給食センターの施設及び設備の修繕に係る費用を追加しております。

22ページをお開きください。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費2目林業施設災害復旧費、工事請負費3,900万円については、歳入で説明いたしました林道の災害復旧工事でございます。対象路線につきましては、議案関係参考資料43、44ページで確認をお願いしたいと思います。

最後に、12款予備費につきましては、財源調整のための補正でございます。

以上、細部説明といたしますのでよろしくお願ひをいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。ございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、2点伺いたいと思います。

まず、第1点目なんすけれども、ページ数、どっちがいいのかな、22ページか、さっきの最後の林道災害復旧工事について伺いたいと思います。

昨今の強い雨というんですか、そういったやつで林道が大分傷むみたいなんですけれども、そこで伺いたいのは、雨が降っても林道が傷まないような仕掛けというのが昔あったような気がして、私も以前、議会で聞いた記憶もあるんですけども、そういった措置をすることによって昨今の強い雨に対する対策というものができて、そっちのほうが割安になるんじやないかという思いもあるんですけども、そういったことは考えられないのか1点伺いたいと思います。

あともう1点は、ページ数19ページ、観光振興費の不定期航路の補助金なんすけれども、2分の1ということなんですが、どういった具体的な取組への補助なのか、その点、最初伺つておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 今回の林道の災害復旧のほとんどが道路の場合は未舗装の部分になっています。大雨が降って路面流出という形でわだちができたりということなんですけれども、基本、林道の性格からいくと基本的には舗装までは要しないというのが基本的な考え方で、もう一つは、例えば、木を運び出す際に非常に大きな車が通ると。当然、それに木を積んでかなりの荷重がかかりますので、それを考えるとちょっと舗装した状態というのはなかなか管理するのも難しいのかなと。それから、全体の通行量ということも考えて、基本的には未舗装で管理をしているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 不定期航路事業船等安全設備導入支援事業補助金につきましては、海上運送法等の一部を改正する法律が施行されまして、海上運送法及び遊漁船の適正化に関する法律の適用を受ける船舶に対しまして、安全設備等の配備が義務化されております。これを受けまして、引き続き、町が推進する体験、海での体験や調査研究事業及び釣りなど

のレジャー事業を継続する漁業者などに対しまして、設備の配備に要する費用の一部を補助するということにしたものです。

交付の対象といたしましては、海上運送法に基づく一般不定期航路事業の登録を受けた事業者、またはこの登録を受けようとする事業者、それと遊漁船業の適正化に関する法律に基づく登録を受けた遊漁船事業者と、またはこの登録を受けようとする遊漁船事業者としております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、林道の件に関しては、舗装という対策じゃなくて、昔やっていた道路の未舗装のところにゴムとか木とかやってそうして防げたのがかつてあったと思うんですけども、以前聞いたときはあまりなじまないということだったんですが、昨今、これほど降ると未舗装の部分への対応というのが迫られるんじやないかと思いますので、未舗装の部分に関する対応を再度伺いたい。

あとよく、先ほど課長も説明あったように、運び出す際に道路が傷むというか使われるという答弁だったんですけれども、逆に今後切り出そうとしているところの林道というか部分が壊れ気味だった場合には、それは町管理だったら町なんでしょうけれども、民間の場合、普通の私道みたいなところだったら切り出す人が直すんでしょうけれども、そこで伺いたいのは、木を切り出す際に使う林道が傷んでいた場合は、町で直すのか、それとも切り出す人が直すのか、その辺伺いたいと思います。

あと不定期航路の件に関しては、説明は伺ったんですけども、体験とか釣り等に対する安全設備の補助ということなんですかけれども、ちょっと分からないので伺いたいんですけども、その安全設備というのはどういったやつが適用されるのか。ライフジャケットとかいろいろあると思うんですけども、その点、再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 1点目でございます。恐らく議員おっしゃっているのは木を横断的に道路に設置して、上から流れてきた水が横に流れていって表面の水があまり道路を流れないようにするというものが確かにございます。それをどこに設置するかというのは、ちょっと現場も見ながらそこは検討させていただきたいなと思います。

もう一つ、林道の修繕といいますかそういう部分については、基本的には町が管理している林道については維持管理費を持っておりますので、そちらは町のほうで常日頃、大雨に限らず、例えば、ちょっと穴が開いたとかそういう部分は常に直していくことになります。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 今回の法改正で義務化された設備についてですが、業務用無線設備、それから非常用位置等発信装置、そして救命いかだの3種となっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 林道の件なんですけれども、先ほど課長答弁あったように、木とかでするというんですけれども、以前、戸倉の水戸辺川の上のほうとか行ったときには、何か厚いゴムみたいなやつも使われていたと思うんですけれども、そういった水を直接流すんじゃなくて脇に逃がすというやつは、結構勾配のあるところは傷みやすいみたいなので、そういうところを林業者の皆さんに壊れたと言われた場合には壊れる都度に直していくのも1つの方法だと思うんですけれども、そういったやつを取り付けることによって、なるべく管理費が少なくなるんじゃないかと思いますので、その辺、検討していっていただきたいと思います。

あと安全設備なんですけれども、無線その他ということで分かったんですが、北海道の事故以来、いろいろ釣り船とかそういう類いの安全基準が厳しくなって大変だという声も、私はあんまり分からんんですけども、聞いているんですけど、そこで昨今のこういった釣り船体験等の状況というのが以前のような形なのか、先行きというかそういうやつはどのような形で見ているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 体験事業や釣りのほうの状況ということでよろしいでしょうか。現在は、時期にもよりますけれども、南三陸町内ではおおむね4月から11月の間に教育旅行を中心に漁業体験の受入れを現在も行っています。ただ、この後、来年度、令和8年の4月1日以降は、この設備がないと現在と同じ状況ではできなくなる時期があります。年間を通してではないんですけども、やはり南三陸町内でいいますと一番受入れが多い4月、5月が海水温の関係で受入れが難しい状況になってくるというのが現状です。

釣りのほうに関しましては、今はまだ適用日が明確に確定しておりませんので、今、従来の状況で継続をしているというような状況です。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、2点ほどお伺いします。

1点目は、14ページの危機対策費の中の18負担金補助及び交付金31万9,000円、防災士育成事業補助金、追加で取りました。当初でも取っているわけですけれども、先ほどの説明の中

で10人分という説明がありましたけれども、当初で取った人のほかに10人分ということの解釈をしますけれども、今年受ける人の10人分なのか。その辺、再度確認いたします。

それで、以前にも私この場で申し上げましたけれども、気仙沼市さんとの防災士のお願い、気仙沼もやっているので、そちらのほうと気仙沼市さんがやっているのに入れてもらったらどうですかと話したんですけども、検討はしてみるという返事だったんですけども、その後の動きはあったのか、なかつたのか。あくまでもこの追加の31万9,000円は仙台で受けるものなのか。その辺、確認いたします。

それから、19ページの前議員も聞いておりましたけれども、商工費の18負担金補助及び交付金1,860万円、不定期航路事業船安全設備等の支援事業補助金2分の1の補助ということなんですけれども、遊漁船の法改正になって設備等がかかるわけですけれども、その中の2分の1補助ということありがたいことなんですねけれども、救護いかだが物すごく高くて、それを購入してまでできないという遊漁船やっている人たちの話が出ているんですけども、この1,860万円は大体人数としてどの程度の追加分なのか、見込み人数、その辺をお伺いします。

それから、次のページの20ページの6目の観光施設管理費の中の12委託料270万円、神割崎キャンプ場内の松枯れ木材委託料、伐採委託料です。先ほどの説明で54本分というとかなりの本数なんですけれども、この松くい、キャンプ場の中だけのものなのか、松くいは非常に伝染して移っていくものなので、そのほかにもその近辺にあるのか。今回はキャンプ場というのでキャンプ場だけの54本を伐採するのか、まだ周辺にあるのか。その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 防災士の補助金に関しましては当初で5人分、今回5人分ということで、10人分を措置するものでございます。

共同の実施ということに関しましては、来年度以降の実施について検討してまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） まず、2つ目の不定期航路船の補助のほうですけれども、こちらの積算の根拠といたしましては、これまで町が推進する体験や調査研究事業に御協力をいただいてきた船舶というのが最大時期で20隻ほどございました。これを基準といたしまして、先ほど前議員の質問にお答えしましたとおり、義務化される設備3種類が一般的な、平均的な価格で186万円ほど費用を要するということで、この2分の1を見込みまして1,860万円

とさせていただきました。

すみません、キャンプ場のほうですけれども、今回、主に伐採をしますのは、実は令和6年度の3月にキャンプ場内の松枯れの調査をさせていただきました。といいますのも、以前、2020年と2024年に神割崎の真ん中に松の木が落ちてしまってそれを撤去したということがあったんですけども、やはりキャンプ場のほうも松枯れが深刻化している状況にありましたので、調査を行いました。そのとき、全体というよりかは建物や電線、そして人が入るサイトに影響があると思われる場所を優先いたしまして、167本について調査を行いました。その結果、倒木の危険が高いと判断されたものが54本になります。なので、残りの部分については、もちろん継続して防除も含め検討してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、防災士のほうからなんですけれども、10人ということなんですかけども、当初で5人取っていて今回補正で5人ということは、それだけ受講者があるということだと思いますけども、その辺はそのぐらいの10人の受講者があるという見込みで補正を出したという解釈でよろしいのか、お伺いします。

それから、遊漁船なんですけれども、やはりいかだ186万円という、この2分の1というと90万円幾ら、二九、十八で90万円、2分の1を補助されて、2分の1だから90万円は手出しをしなきゃならない。そうすると、そのほかのものもあるので大体100万円ぐらいは手出しになってくるのかなという見込みなんですかけども、果たして今この20隻ほどをやっている方たちが、ちまたの声はみんな辞めるという人たちが多いと私の耳には聞こえてくるんですけども、担当課として、このうちの20隻全てが申請するかどうか分からぬと思うんですけども、まず20隻、今までやっている人たちを予算に補正でここに上げたという解釈でよろしいのか、その辺。

それから、松くいのほうは、今の話で分かりましたけれども、ただ、これは今倒木の危険があるという54本を選んだというんですけれども、松くいだから周辺にも伝染していくわけなんですかけども、今後とも、この辺、キャンプに来ていた人とか建物とか今そういうのを伐採するんだということのお話を聞きましたけれども、その推移というのも周辺も見ながら管理しながらやっていっていただきたいと思います。その点お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 今回の補正につきましては、歌津中学校さんから受講の御相談がありまして、マックスで10人ぐらいということで現在予算化しております

が、これで10人を超えるから受けられないということではなくて、応募があれば当然に予備費でも何でも対応して受講をしていただくといった考え方でありますので、10人がマックスではございませんし、どんどん要望があれば受講していただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 先ほどと重複しますけれども、20隻というのはあくまでも最大値を見込んでというところですので、その点については御了解をいただきたいのと、確かに漁業者さんから様々漁協さんを通じて声入ってきておりますけれども、正直どれぐらいの船が設備整備をするかというのは未知数なところがあります。といいますのも、やはり本業は漁業ですので、それを確保した上でさらにこのような取組にも今後も引き続き行っていきたいという方に対しての補助ということで、御理解いただければと思います。

3つ目の神割なんですけれども、こちらは引き続き定期的な調査をしていきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、防災費の関係で、中学校さんが受けられるということで、すごく勉強にもなるし大変有望なことだと思います。今回、お声がけしたのが中学校だけだったのか、歌津だけだったのか、志津川がなかったのか。今後、来年、気仙沼市さんと協議するという方向のほうが、受ける側とすれば日帰りでできるのでその辺を重要視させていただきたいと思うので、志津川中学校がなかったのか、その辺をお伺いします。

それから、いかだ、遊漁船の関係ですけれども、当町はすごく水産の町ですから、海も観光には大きなつながりがあって観光を後押ししていることなのでその辺も、本業が漁業ということは分かっているんですけども、なるべく多くの人たちに協力いただいてこの辺を推進していっていただきたいと思います。

それから、松くいの分については、年々広がっていくのを防ぐのためにも目配りなどをしていっていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 防災士につきましては、広報等で周知をしておりまして、それに対しまして希望がある学校、あと個人からの問合せがあったということで、個々の学校に依頼要請をしているものではございませんので、よろしく御理解をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時18分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補正に対する質疑を続行いたします。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 何点かちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、細部説明を聞いていて逆に分からなくなっちゃった部分があるので、まずそこから行きましょう。

10ページなんですけれども、歳入の説明で県支出金の一番下、林業費補助金で155万円、森林管理道整備事業費補助金がれますよと。これを使うのが、19ページ、農林水産業費の林道費、工事請負費の330万円のうちの補正額の財源内訳というところの国県支出金と書いてあるところの155万円、これがそのまま充たっているよということだと思うんですけれども、51%が何やらという説明があったんですけれども、330万円の51%というと金額合わないのかなと思ったのと、これは災害復旧とは違うという認識でいいんですよね。議案関係参考資料の43ページ見ると、林道樋の口線の橋梁上部補修工ということですけれども、数ある場所の中からここが選ばれた理由というのも一応聞いておきたいなというのが1点目です。

それから、その金額のことでいうとちょっと確認したいことが2点あって、13ページですか、一番下、企画費に水道使用料相当助成金で、これは上水道に加入していないところの世帯にも、上水道に加入しているところは1か月分無料になる、基本料は無料ということでいいんですよね、無料になるので、要は水道に入っていない人はその恩恵というか補助を受けられないので、井戸水とか使っていらっしゃる方はこれで補助しますよと。それが大体500世帯だよと。というと、1世帯当たり2,000円相当ぐらいになるんですかね。合っていますよね。水道の基本料と大体一緒だよねということだと思うんですけれども、この財源内訳を確認したくて、1,100万円の水道料減免措置と今言った井戸水分の100万円の補助金、合わせて1,200万円で、国から900万円で町から300万円出すという認識でいいのか。それから、減免するのはいつなんですかということです、時期。10月なのか11月なのか、それをちょっと伺いたいなど。これが2点目です。

それから、3点目は、先ほども質疑がありました19ページ、商工費の不定期航路のお話なんですけれども、すみません、ちょっと私が聞き違えたんですかね、さっき補助は何件ですかという問い合わせをして10件と聞こえたので、1,860万円の10件なので1件当たりの補助が186万円かと思ったんですが、そうではなく1件当たりは93万円の補助で20件ということでいいん

ですか。であれば、もともとそういった漁業以外に漁業体験とか調査に協力して船を出していただいていた方が最大20件いたと。これは町で全部補助しないといけないんですか。国とか県の補助というのではないですか。そこをちょっと確認したかったのと、先ほど最大20件いて町で20件分の予算を確保しているということは、どこからも補助がないから町でやるしかないという認識ですよね。国交省とかその辺は何も補助してくれないのかというところです。

もう1点はというか、一気に聞いちやいましょう。これ今まで南三陸町の観光業としては、漁師さんたちというのはもともと漁業が本筋ですから、それはまさにそのとおりだと思っていて、けれども、何か釣りに行きたい、それから私たちの仕事を見てみたい、いいよ、いいよといつて船に乗せて、子供たちとか教育旅行なんかで連れていって、それがすごい喜ばれて、ああ、じゃあまた南三陸に行こうとか、来年も教育旅行は南三陸に行きましょうと目的地に選ばれるようになったという意味で、非常に大切な文化というか取組だったと思うんですけど、これが知床で事故があったので規制を厳しくしますと、これもそろえろ、あれもそろえろと、自分たちで買ってくださいと。そんな、もともと漁業なんですから救命いかだを載せる隙間なんかないわけですよ、そもそもが。

だから、やっぱり先ほど及川議員もおっしゃっていましたが、廃業するという方多いと。最大20件ぐらいいたという協力してくれた漁業者の皆さん、今回の規制強化によってどれぐらい辞めちゃうのか。割合であるとか、細かい具体的な数というのは難しいかもしれません、その状況をぜひ把握しておきたいと思うんですけども、どういう状況なんでしょうか。

ということと、すみません、もう一つ最後。18ページに農業用水確保対策支援事業補助金ということで、ちょっと詳細を伺いたいんですが、事業自体はまだ終わっていないのか、今継続中なのかということと、今、説明を聞いたらこれも補助金なんですね。実際の費用はどういう状況なのか。タイミング的にこの補正が上がってきたということから考えると、細いことは取りあえず後でどうにかなるだろうから、とにかく農家が困っているからやろうよということが先に出ての多分この補正計上なのかなと思っているんですけども、実際の費用がどれぐらいになるのかという見込み、もしくは精算方法、そういったところと、これは補助金という扱いになっているいきさつがちょっと分からないので説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 林道の部分でございます。10ページの歳入が県支出金、県補助金ということで155万円の計上と。一方、19ページの実際に事業をやる部分については工事請負費

が330万円ということで、補助金155万円を2分の1として掛ける310万円、事業費は330万円と、20万円はじゃあ何だということになりますと、基本的には単費ということになります。

なぜこの単費があるかというと、1つは、補助金、ぎりぎりまで工事がぴたっと収まるかどうかというのは、なかなかちょっと現場やってみないと分からぬ部分がありますし、もう一つは、現場工事した際に補助の対象にならない部分の維持管理の工事が発生する場合もございますので、そこは若干余裕を見た形で工事請負費は計上しているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 物価高騰対策重点支援事業の臨時交付金に対する上水道の1か月相当の減免ということですが、900万円という財源はもう決まっていますので、それを有効に活用するために単費を含めてということで、先ほど後藤議員さんから話したとおりの内容で間違いはございません。

なお、実施月に関しましては、10月分の減免を行うといったことで予定をしております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 水道使用料相当助成金に関しまして、若干の補足をさせていただければと思います。

当初、副町長のほうの御説明で500件といったお話をございましたが、若干訂正、修正をさせていただければと思います。

今回、100万円を使っての助成でございますが、従来、昨年度来といいますかこの事業をやらせていただいているだけれども、いわゆる口径が13ミリということで助成金の相当額ということで算出をさせていただいているんですが、今回、我々のほうでいろいろと検討させていただく中で、新しく住宅を建てられた方等のお宅で20ミリということで口径を上げるといった御家庭も増えていると。全体の3割弱に及んでいるということもございまして、いわゆる自家水、井戸水を利用される方々というのは、蛇口をひねって水が出るまでの間にモーターなりポンプなりのくみ上げといったことで、いわゆる電気料といったことも若干一般的の上水を御利用されている方々より負担はあるだろうということで、そういった部分を考慮させていただきまして、今回の助成につきましては、お認めをいただければ口径20ミリとして計算をさせていただきたいと考えてございます。

具体的の金額といたしますと、従前ですと13ミリの基本料金ということで1,870円といった計算をさせていただいているんですが、今回は20ミリの基本料金として2,640円ということで計

算をさせていただいてございます。

また、加えて申し上げますと、おおむね我々のほうで住民基本台帳の情報と水道のほうから提供いただいた契約者情報といったものを突合いたしまして、いわゆる未普及であろうといった世帯について、これまで整理をさせていただいてございます。

契約者が住民基本台帳とリンクしないということは、ほぼほぼ自家水といったことが想定されますけれども、これまで200件弱程度はそうだろうということで、実際には100件程度の申請にとどまってございました。

今回は、もう一度改めて御案内をさしあげる中で、自家水を御利用されている方々にアナウンスをさせていただく上で、20ミリの300件程度は、もし、しっかり突合漏れといったものもあるかと思いますので、新たな申請といったものもあろうかと思いますので、300件程度には対応できるといったことで予算措置をさせていただいております。

複数年度の実施となる事業でございますので、その助成といったものを経ました後には、ある程度、未普及世帯といったものも現実に近づく形で整理ができるのであろうと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 補助金についてですけれども、まずは改めましてになりますが、積算根拠にしているのは20隻ということになります。

それから、国や県の補助金はあったのかということなんですけれども、これはございました。国、国交省のほうに関しましては昨年の10月で締切りとなつておりまして、水産庁のほうも8月末で補助の申請締切りになつています。

また、今回、この議案提案をする中で途中に民間で補助制度をつくったという情報も入つてきたり、なかなか今後も流動的かなあというところはあります。

もう一つが、これ全国的にですけれども、今回の法改正で隅々まで漁業者の皆様に情報が届いているかというと、なかなかそうではないのが現状かと思います。南三陸町でもそうでした。これまで、今年度になってから国交省海事局の方々にお越し頂いたりですとか、それから法改正の検討委員の座長を務めていた東京海洋大学の先生にお越しいただいて、関係者、漁業者の方にも声をかけて説明会等しておりますけれども、本当にやる都度新しい情報があつたりですとかそういう中で、漁業者の皆様も本当にこういった情報を取に行くというのに苦労されているなというところがあります。今現在では民間が出した補助制度はありますけれども、必ずしもそれに手を挙げるかというと、そこは私たちも分かりません。

なので、やはり一番近い町として、今後もそういった漁業体験、調査活動等が継続していく意思のある方の何らかの支援に、後押しになればということで、今回、計上させていただきました。

それから、不定期航路遊漁船の登録船数ですけれども、こちら漁協からのいただいた情報になりますけれども、南三陸町では、町内では不定期航路事業登録船が30隻ほどございました。これが今回の法改正に伴って、事務手続の煩雑化だったり今回まさに設備配備の負担、そして何よりも養殖業を優先するという考え方の下、既に4割の方が登録廃止をされているというような状況です。

遊漁船につきましては、登録が79隻ございますけれども、先ほどもお話ししましたが、遊漁船のほうはまだその適用日も明確になっていないことから、現段階では廃止したというような情報は入っておりません。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 渇水対策の御質問でございますけれども、今般実施いたしました渇水対策は大きく2つございまして、1つ目が、町がミキサー車で水を運ぶ。これは8月6日からの3日間で実施をしております。これにかかる費用につきましては、可及的速やかにということで予備費で対応をさせていただいたところでございます。

これとは別に、各農家さんが水を確保するために用水路、または川から水をくむためにポンプだったりタンクだったり燃料費も例年より多くかかっておりますので、そういった経費に対する支援への補助ということで、今回、この2つを補正させていただいているといった内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 1点目は分かりましたというか、事業としては補助金がメインで155万円のだから2倍が基本見込まれる事業だけれども、何かあったときのために今回補正で計上する予算としてはちょっと膨らましていますという認識ですね。分かりました。

そうすると、最初の副町長の細部説明で51%という声が聞こえてきたんですが、あれは私の幻聴だったんですか。あれは何、どういう……。51%でいいんですね。分かりました。すみません、数字に細かくて。それは解決したので分かりました。

水道料に関しても、細部、詳細について説明いただきましたので、そうすると、これもだから500件じゃなくてということですね。であれば、リアルタイムにずっと継続して追っかけていく情報でもないと思うんです、水道に入っているか、入っていないかの情報を一軒一軒。

けれども、こういったのがあるために数字が揺れ動き過ぎる。そんなにそんなに急に切り替わったりしないと思うんです。だから、何か100件だか200件だか300件だかという、それも分からぬのというのは意外なので、お宅、水道入っていないですよねみたいなのはそろそろ把握というか、実際、補助出すときにどれぐらいの目安でやつたらいいのかというのは、何か大体の数字は押さえているのかなという気はしましたので、そこについて何かあればお答えいただければと思います。何もないなら別に答えなくていいです。

3件目、不定期航路に関しては、今、これも詳細について御説明をいただきましたけれども、補助を出すというからには町として何とか守っていきたいという意思だと思うんです。その表れだと。でも、残念ながらというか、本来の形に返るということなのかもしれませんので、それは漁業者皆さんの個人の選択ですからあまりネガティブに発信してもしようがないのかなと思うんですが、4割の方はすみません、今後はやれませんと。

そうすると、観光の受入れという面にも影を落とすでしょうし、もう一つはやっぱり調査関係ですか、ラムサール条約、様々な生態系が豊かにこの南三陸の海、主に志津川湾の中であるというところを調査、研究したいという方を乗せるためにも必要なんですね。何か俺のほうで船出すから乗っていきなと勝手に乗つけるわけにいかないと。そのためには救命いかだが要ると。

なので、これができなくなるというのは、例えば、ネイチャーセンターであるとかビジターセンターであるとか、ネイチャーポジティブ宣言をするみたいな話は先般、町長の口からございましたけれども、そのためには基礎データみたいなのが当然必要なわけで、そういったことを守っていくという意味では非常に重要だろうと思うので、予算計上することに別に反対もしませんしやっていただきたいなと思います。

先ほど課長もおっしゃっていた情報が行き届いていない、これはどっちにも責任があると思っていて、呼びかけが足りないんじゃないかとも思いますし、漁業者同士の横の連携というか、今度説明会あるらしいからみんなで行きましょうという呼びかけもないんじゃないかなと思っていて、そのあたりを、これは商工観光課なのか農林水産課なのか分かりませんが、漁協などと連携してこういうのを守っていったほうがいいと思うんですよねという意思疎通はもうちょっと強固に図っていただきたいなと。私の知り合いに言わせると、説明会来たの俺しかいなかつたぞとか、3人しかいなかつたぞとか、もっとこの文化をつくってきた先輩方がいらっしゃるわけじゃないですか。その方々がもうちょっと声を上げていただくべきなんじゃないかなとちょっと思っております。

すみません、後半愚痴のようになってしましましたが、もう一つ、農業用水の確保、今、事業で説明がありましたので、この補助金というのはあくまでというか、渇水対策でミキサー車に乗つけて運んだ分じゃなくてということですね。分かりました。じゃあ、そのミキサー車に乗せて運んだ分というのはどんな状況だったのか、金額的に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 当課で担当させていただいてございます水道の未普及世帯の助成金に關係いたします部分でございますけれども、議員御指摘のとおり、未普及世帯の情報といったものをそろそろ固めるといった必要があるかと思っていまして、我々のほうもこれまで5年度来やっておりますけれども、いわゆる世帯主の方のお名前が変更になった場合であっても契約されている方の名前が変更にならないまま継続するといった案件もございますので、そういうものの情報を固めていく中で、未来、将来といった部分に及ぶ契約ですのずっと続くと思いますので、それを例えれば、世帯主の方のお名前だけではなくて何かしらの、どなたが契約者であるか世帯主であるかが変わったとしても共通する番号のようなものを、どういったものを採用すべきか等をしっかりデータ上確立をさせていただきまして、そういう世帯主変更等あるいは契約変更等にも対応していきたいと考えてございます。

また、一部、これまでの事業実施の中でいわゆる受取の辞退をされる方もいらっしゃいますので、その辞退された方も当然に対象世帯ではあるといった考え方をしっかり持ちながら、水道事業のほうと連携を図っていかせていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 先ほど御意見いただきましたように、まさに漁業者間のみならず関係団体、町も含め、声をかけ合って情報を浸透させたいというのは、本当におっしゃるておりで、ただ、残念ながら今回の法改正、それから国の補助金の情報などは、一報は町には入りません。これはあくまでも不定期航路の登録、遊漁船の登録をしている方々に直接入る情報だったんです。

なので、本当に我々としても、国の方にもぜひ関係自治体にも情報が欲しいところですというのも声を大にしてお伝えしたところではございますけれども、いまだにやはり詳細の内容というのは直接には来ていない状況です。

なので、私たちも説明会以降も国の関係課とは連絡をやり取りして、もう一つには、今回、3つの設備を整備しなきゃいけないんですけども、この一番大きい救命いかだに関しては、搭載しなくともいい条件というのもいろいろと示されています。

ただ、これも一律ではなくて、漁業者の皆様が持っている船の大きさであったり船を出す時期であったり、それによって大きく変わってきますので、私たちとしては、国の情報をしっかりと入手しつつ、そこは機会があれば、漁業者の皆様とも膝を交えてお話しする機会があればと考えております。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 今般のミキサー車での水の運搬につきましては、3日間で延べ16台のミキサー車が出動しております、全体で488トン水を運んでおりますけれども、このうち336トンがミキサー車で歌津地区に水を運んでおります。これに要した事業費といたしましては、120万円弱ということになっております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 私から、端的に聞きたいと思います。3点お伺いいたします。

ページ数は、1つ目は15ページ、3款1項1目12節委託料、重層支援体制整備事業のアウトリーチ事業委託料ということで、今回200万円計上されました。重層支援、いろいろメニューがございますが、今回、最初に聞きたいのは、いろいろメニューある中でこの事業に取りかかる理由というのは、数々のメニューの中でアウトリーチだけが今回計上されていますけれども、その理由と、あとは今補正で計上されて、あとは今年度半年間の中でやると思うんですけども、じゃあ、これはこれで終わりではなくて継続なのかどうかというのもお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、2点目は、これはもうちょっと詳しく説明が聞きたかったのであえてお尋ねするんですが、17ページ、4款1項4目の12節、斎苑の委託料ということで今回計上されました。もともと当初予算で委託料が計上されておりまして、これプラスという理解でいいのかどうかと、あとは、じゃあプラスした理由というのは何だったのかなという。通常は、通年で委託料は年間決まっていて、それで大体決算されているケースが多いんですけども、あえて今回追加されたというのは何か理由があるのか、お尋ねします。

それから、3点目は、前段いろいろやり取りしました19ページの6款1項5目の不定期航路事業についてでございますが、いろいろ前段のやり取りで大体のことは分かったんですが、やはり課題となっているのは、情報提供の仕方であったり共有の仕方であったりという部分なんですけれども、今回の補助金については、町独自の施策ということで本当にこれは逆に町として打ち出していただいてすごくいいなというふうに私も感じましたが、とはいって、じゃあ打ち出しただけでどうなのかなという部分はやっぱりちょっと疑問として残っております。

すので、先ほどやり取りありました不定期航路事業者及び遊漁船事業者に対して、これ情報提供としては、今のところ現事業者に、全事業者にされるのかどうか。または、説明ではこれからやろうとする方も対象ということで、じゃあ、それはまだ全然やっていない方なのでそういう方に対してはやはりホームページだけの周知になってしまふのか。情報提供の在り方についてもう少し踏み込んでお聞かせいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） すみません、失礼しました。

アウトリーチ事業でございますけれども、こちらの事業につきましては、これまで支援が届いていない要支援者、それからあとは支援につながることに拒否的な方といった方に対して、関係性を構築していきながら本人の希望やニーズ等の聞き取りなどを行って必要な支援につなげていくというような事業でございまして、議員からお話ありましたように、国が示す重層的支援体制整備事業の1つの取組として今回は実施をさせていただくというものでございます。

このアウトリーチ事業の実施の理由としましては、今年度に入ってからになるんですけれども、町のほうでも実は把握し切れていなかった方の困難ケースの緊急時対応といったこともございましたので、こうした方を早期に発見して支援につなげていくということに今年度は力を入れていきたいといったところでございますし、今年度から実施をしております災害公営住宅の高齢者の見守り相談支援事業と今回のアウトリーチの事業を併せて包括的な支援体制を構築していきたいといったところが、今回実施させていく理由でございます。

それから、この事業につきましては今年度の途中からということでございますけれども、重層的支援体制整備事業の構築に向けては、今後も継続をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 17ページの最下段、南さんりく斎苑の指定管理料についてでございますけれども、現在の指定管理者につきましては、1期5年の今年度最終年となっておりまして、最終年でこれまでの分を精算するということで進めてきておりまして、こちらの内容につきましては、物価高騰等で光熱水費、特に燃料費、電気代、こういったものが不足しているということについて、最終年度の今年度、精算をするといったことになります。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 情報提供についてですけれども、まずは予算が可決され次第、

速やかにというところで提供していきたいと思いますけれども、やはりこれ地域全体に浸透させていくには、町とそれから両地区の漁協さんの協力が何よりも重要なと思っておりますので、そこは漁協さんとも意見を交わしながら進めていきたいと思いますし、これまでの説明会、国のはうから来ていただいて開催した説明会も漁協さんを通じて漁業者の皆様にもお伝えはしていただいているんですが、なかなかやっぱり集まるのが難しいということですと、やはりこちらから出向いて各地区で説明をするなり、その辺は検討が必要かと考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、2点目については分かりましたので、質問は2点目については終わります。

1点目のアウトリーチでございますが、今、補正で上がってき、結局、例えば、委託して始めるのが恐らく10月以降というスケジュールかなと思うんですけども、そうするともう半年ない中で、いかに今課長おっしゃったように今まで手が届かなかつた方々への支援につなげるためのニーズをまずつかむということで御説明いただいたんですが、すみません、そのスケジュール感でどこまでできるかというのはどのように考えているのか。まず、本当に時間がない中でどこまでつかめるのかというのと、あとは今、高齢者見守りとプラスしてつなげていくというお話もあったんですけども、それ以外の範囲というのはカバーされるのかどうか、重ねてお聞きしたいと思います。

それから、不定期航路については情報提供ですか共有の在り方について、前段、後藤議員おっしゃるように漁協さんとの連携というのもすごく欠かせませんし、とはいって、やっぱり情報の出方がちょっと私もかなり不思議に思っていまして、課長さっきおっしゃったように、国の支援の制度が結局実際に動いてこないということで、要は情報をつかまなきやいけないんですね。もう本当に、つい先日、8月28日に国のはうから小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金が出て、しかもこれ去年打ち切ったやつが何と令和10年まで継続されるという何の制度なんですかという話なんですかと、じゃあこれ、もちろん併用はできないと思うんですよね、お互いの補助金を。

ということは、使うにしてもどちらか選択しなきやいけないということで、その説明も何か分からないと、結局、どっちつかずの制度になって、せっかく町で出しているのに、国も制度出しました、どっちがいいですかとそこでまた迷われて理解がごちゃごちゃに、私もちょっとごちゃごちゃしかけているんですけども、そういうことにならないための何か対

策というか、やり方というか、その辺の考えがあればお聞きしたいんですが、いかがでしょ
うか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） アウトリーチの事業についてということでお答えをさせていただきます。

御質問がありました内容につきまして、まず実施の時期としますと10月以降、今年度ということですので約半年の期間ということになるんですけども、今回、実施をさせていただくアウトリーチ事業におきましては、まず事業のやり方、内容といったところで申し上げますと、そういう潜在的なニーズの早期発見というのは、時間のかかるという作業でもございますけれども、まず民生委員さんとか地域、行政区、それから関係機関と連携をしながら、そういう方々がどの地区にいらっしゃるのかとか、年代はとか、置かれている状況といったところをちょっと確認などをさせていただいて、その方に対してどのようにアプローチをしていくかといったところを検討していくといったところが今回メインでやりたいと考えておりますと、今年度で困っている人を見つける業務だけをやることではなくて、見つけ方、見つけた後にどうつないでいくかといったところもしっかりとアプローチをしていくといったところを検討していきたいというのが内容でございます。

それから、この重層的支援体制事業における支援対象者ということでございますけれども、先ほどの高齢者の見守り支援とアウトリーチを組み合わせてということでお話しをさせていただきました。このアウトリーチの事業につきましては、先ほど申し上げましたように、困っている要支援者、それから拒否的な方といった方もいらっしゃいますので、基本は町内全域といったところで考えているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 補助事業の情報の在り方というところですけれども、町のほうといたしましては、今回、国の補助の対象となった場合は、町の補助金から国の補助金分は除外して補助するというような考え方であります。それは民間のほうでも同じで、それを受けた方でもその分は除外して考えるという形です。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 分かりました。

では、アウトリーチについては、本当に入り口になったと思いますので、ぜひ継続、拡大は私としても求めているところではありますし、地域福祉計画の中で重点政策、ぜひアウト

リーチのほうを今後において、要支援者を見つけるのはもちろん最初の入り口なんですけれども、それをやっぱり包括的相談と、あとは要は課長が多分どこかで答弁されていると思うんですけども、課題は複雑化、多様化しているということで、そうするとつなぐ、見つけました、相談を受けます、でも、やっぱりつなぐ体制というのはやっぱりないと、結局、事業としてはなかなか不十分かなということも思いますので、その相談支援業務と多機関協働事業というんですか、間違えたらごめんなさい、そのつくり方というのを今年度準備されたと思うんですが、それを踏まえて、本当に重層支援体制整備が進むかどうかをお聞きしたいと思います。それが3回目の質問の内容です。

そして、不定期航路については、内容は分かったんですけども、もう一つ、ちょっとこれ追加でどうなのがなあというところをお聞きしたいんですが、今までやられた方々40%はやらないということでやり取り聞いていたんですけども、そうすると、今までやられていた方々が準備して行っていた備品関係とかというのは、結局、対応のライフジャケットとか準備されていたと思うんですが、それぞれの船でライフジャケット準備したりとか漁業体験するために必要な備品関係って購入されていたと思うんですけども、結局、自前で処分しなければいけないものなのか、それとも何かもったいないというか、その備品関係をちゃんと引き継いでくれる方々がいらっしゃれば無駄にならないというか、何かそういうところまでカバーしていくことによって、漁業体験が今後継続というのも見えていければなあと思うんですけども、ちょっと希望的観測を含めて、ちょっとその辺もし考えがあればお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

御質問にありました包括的相談支援事業ということでございまして、新しいことを何かすることではございませんので、既存の枠組みの中で相談業務をこれまで実施をしておりままでの、そういうものを活用しながら多機関協働事業といったところにつなげていくというところでございます。

この多機関協働事業につきましては、重層的支援体制事業の核となるところでございまして、今回、アウトリーチ事業を実施させていただくんですけども、今年度にはこの多機関協働事業というのを保健福祉課、それから地域包括支援センターのほうで自前といいますかそういう形で立ち上げをさせていただきながら、関係機関、相談支援の事業所のまとめ役というような形で、そういう多機関の協働の運営、運用といったところの部分を担わせていただ

きたいと考えております。

今、お話をいたしましたこの多機関協働、それから包括的相談支援体制事業、このアウトリーチといったところ、ここがうまく連携するような形で、今年度、仕組みづくりだったり構築といったところに力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 今までやられていた方のということなんですけれども、ちょっと制度の説明になりますけれども、さっき途中でも少し触れたんですが、必ずしもその3種類を全部整備しないと一切できませんということでもないんです。そういった情報の発信も必要かと思うんですけれども、例えば、海水温が20度以上になる期間でしたら、平水域の漁協の方々だったりとか、それから母港から5海里までの距離だったら今の設備のままで同じ事業ができます。

そういった中ですので、必ずしも今回の法改正で全部ができなくなりますということでもないというところは御理解いただければと思いますし、中でも、基本的には大前提としてそれは個人の財産になりますので、町のほうでどうしてくださいというものではないと認識しておりますけれども、仮に何か役立たせてほしいとかというお話があれば、それは次に引き継げる形で活用する方法はあるのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時08分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補正予算の質疑を続行いたします。11番三浦清人君。

○11番（三浦清人君） それでは、先ほど来からいろんな方々からの質疑がありましたけれども、私も17ページの南三陸指定管理の関係ですが、多分、指定管理の契約書の中にうたわれている中の補助金といいますか、委託料の追加というのもあると思うんですけれども、どういった内容の条項といいますか、契約書の中で取り交わされている中身の内容で出しますよということになっているのかというのが1つ目。

それから、この不定期航路も多くの方々からの質問がありました。話の内容を聞いていますと、国の制度、皆さんもお分かりのとおり、オホーツク海でのカズ・ワンの遭難事故ということもきっかけに、事故があるたびにそういう法令、規則、決まりが厳しくなるのは当然

であります。今回は特に、直接私たちのほうに寄せられるといいますか関係する案件でありますし、何よりもお金のかかる制度になっております。

従来のように釣り船等の設備で不定期航路の内容にもなれば問題なかったんですが、新たな設備投資といいますか設備をしないと許可にならないということでありまして、先ほど来、お話をすると1隻当たり180万円の設備をしなくちゃならない。

でも、国のほうの補助金には申請が間に合わなかったと。それも行政が関係なく、漁師さん、あるいは漁協の窓口になっているのかどうか分かりませんが、個々の申請をしないと認められないといいますか受け付けられないといいますか、そういうふうなシステムになっていて、それには間に合わなかったと言ったらしいのか、あまりにも制度が厳し過ぎて最初から私はそれでは辞めますということになったのか、その辺は分かりませんが、いずれにしろ、国が出すべき2分の1を町が負担をするということで非常にありがたいといいますか、結構な制度といつか予算の組立てであるといふうに思っていますが、ただ、町としてもそれ出しち放しなんすよ。

幾らかでも国のほうから交付金といいますか補助金といいますか、来るんであればいいんですが、全く180万円の半分にして90万円ですよね。20隻ぐらい見ているというんですが、それ町長どうなんですか、国のほうに働きかけはしたんですか。例えば、何ぼでも見てくれないかとか、あるいは町が2分の1出しているから国のほうでももっと見てくれやとか、要は、例えば、180万円の半分の90万円、結構個人が負担するわけです。何回頼まれるか分からぬわけ、調査とかいろいろ依頼されるのに、釣堀と違つて。そのときに、1回幾らかもらえるのか分かりませんが、採算性が合わないわけですよ、年間通して。

だから辞めるということでもありますし、金額的にも一番あるんですが、2つ目はいかだの大きさなんです。どこに置くんだよと、そんな大きなもの。作業もできないと。じゃあ、2時間や3時間の調査するためにその大きなものをどうやって今度は船に積んだり下ろしたりできるんだというのが漁師さんたちの意見です。そんなことをやっていられない。経費の面もそうですが、そういった手間が大変だから辞めますと、だから申請しないんだという声が大でありますので。

いずれにしろ、国のほうに町長の立場としてもう少し、例えば、救命浮環ありますね。浮環をちょっと大きくするとか、救命胴衣も特別な救命胴衣にするとか、数を必ずそろえるようにするのかというような、何とか簡単に許可を取れるようなシステムにしてほしいという話は、これ水産庁にすべきだと思います。言われっ放しは駄目だから、現状を知らない方々が

法律を策定しているんですから、そのところをよく話をしてやってもらわないと困りますなあと思うんです。町長のその辺の考え方。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 1件目の斎苑の指定管理料についてでございます。指定管理の実施に当たりましては、指定管理者と協定を締結しております、その中で指定管理料の変更ということで、次のように規定をしております。

指定期間内に経済情勢の激変、その他予期することのできない乙の責めでない特別の事情により、指定管理料が著しく不適当となったときは、甲乙協議の上、指定管理料を変更することができるというふうに規定しております。

ですので、今回の物価高騰というものが、経済情勢の激変であり乙の責めではない特別の事情だというふうに判断をいたしまして、このような予算を措置させていただいております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、お話しのように、こういう悲惨な事故が起きると制度改正で必ず厳しくなるというのは、これはもう当然といえば当然なんですが、最初からこれ不満だったのは、いわゆる定期航路の部分での規制が厳しくなるということについては、ある意味これはやむを得ないだろうと思っておりましたが、しかしながら、不定期航路にも定期航路と同じような制度改正を押しつけるということについては、これはいささか疑問だとずっと私言っております。

したがって、この問題については、記者会見でもよくこの話聞かれまして考え方ということでお話をさせていただいているんですが、これを何とか不定期航路の分については、緩和といいますかそういう方向でやっていただけないかということで、もう既にとっくに今年の3月頃かな、地元選出の国会議員の先生方にもお話はしてございます。その後にじやあ返事来たのかということになりますと、まだ返事は来ていないんですが。

いずれただ、制度は決まりました、制度をこれ今度は違うように改正する、いわゆる不定期の部分についてもう少し緩和できないかということの制度を改正するというのは、多分、三浦議員も篤と御承知のように、制度を改正するというのは数年かかります。これを来年も、来年4月1日からこれ導入ということになっておりますので、実は商観とそれから農水の課長とどうするということで随分議論もしました。結果、制度改正まで待っていたのでは、とてもじゃないけれどもこれ間に合わないということですので、結論として、それでは町としても一定程度の財源支援をしようということで、今回の提案をさせていただいたということ

になります。

ですから、今回のこの件につきましては、非常に私どもとしても不本意というはあるんですが、現状として、今、期限が迫っている以上は町として手を打たないとどうにもならないということです。

ただ、今、三浦議員がおっしゃったように、基本的には本来漁業が主でありますので、スペースを取るようないかだを置いて本来の漁業に支障を来すということになると、これは本筋でないなということでなかなか取り組むということはできないという方々もいらっしゃいますが、ただ、我々とすれば、現状としてやれることはやらざるを得ないだろうということです今回の予算提案ということになりましたので、そこはひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 管理者制度、ここだけじゃなく指定管理しているところは皆そうなっているかと思います。そのときの経済状況によって変わると、これは結構なことです。

ただ、今まで聞いたことないというか、指定管理の制度が出て今まで聞いたことないのは、予算が余ったから返金しますというのが聞いたことないんです。それもあり得るということですね、そうしますと。その辺のところは、出すことまでは分かったけれども、返金するのは俺も経験ないから、それはこれからはあり得るということなんですか。その辺の調査といいますか、どういうふうにして判断するのか。経済状況というのは非常に難しいので、その辺、やっぱり足りないから出します、仕方ないです、いいんです。それじゃあ、残ったらどうするんだということだ、要は。その辺のところ。

それと、町長、そのとおりです。だから、何年かかるか分かりません、制度改正。だけれども、黙っていたら駄目なんだ。言わないとそれで了としてくるから、自分たちが決めたことが最高だと、誰も文句はないんだというような方々だから。悪いことを言っているんじやないですよ、実情を言っているんですから。そこにやっぱり関係する町のトップからいろいろ意見が来ていますよという実績を残さなきやならないと私は思います。その辺で頑張ってもらいたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 指定管理料の返還ということについてでございますけれども、経営努力で黒字になった場合というのは、これ当然、返す必要はないというふうに思っております。一定程度インセンティブがなければやはり指定管理者になろうとする方もおりませ

んし、投資意欲というのも湧いてこないというふうに判断しております。ですので、ケース・ケース、そのときの状況によって判断をさせていただくことになるかなとは思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第19号 令和7年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第19号令和7年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第19号令和7年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、令和6年度決算に基づき、歳入において繰越金等を、歳出においては財政調整基金積立金等をそれぞれ計上したものです。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） それでは、細部説明を行います。

補正予算書の28ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,036万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,436万5,000円とするものです。

詳細につきましては事項別明細書で御説明させていただきますので、34ページをお開き願います。

歳入、6款1項1目一般会計繰入金520万3,000円の増額は、子ども・子育て支援金制度に係

る国民健康保険システム改修費用の国庫補助金相当額を事務費繰入金として計上しております。

7款1項1目繰越金は、令和6年度決算による繰越金の増額計上でございます。

35ページを御覧ください。

歳出、1款1項1目一般管理費520万3,000円の増額は、子ども・子育て支援金制度に係る国民健康保険システム改修のための委託費を計上しております。

6款1項1目財政調整基金積立金として1,759万9,000円を増額計上しております。

8款1項2目償還金2万7,000円の増額は、過年度分の国庫補助金の精算により返還金が生じたため計上しております。

9款1項1目予備費は、財源調整による増額計上としております。

以上、細部説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第20号 令和7年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第20号令和7年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第20号令和7年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、令和6年度決算に基づき、歳入においては繰越金を、歳出において

は一般会計繰出金等をそれぞれ計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） それでは細部説明を行います。

補正予算書の37ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,484万3,000円とするものです。

詳細につきまして、事項別明細書で御説明させていただきますので43ページをお開き願います。

歳入、4款1項1目繰越金284万3,000円は、令和6年度決算による繰越金の増額計上でございます。

44ページを御覧ください。

歳出、2款1項1目保険料還付金75万円の増額は、資格の異動や所得の更正等に伴う保険料の減額に係る過誤納還付金の計上でございます。

2款2項1目一般会計繰出金は、令和6年度決算による繰越金のうち、2分の1以上の金額を一般会計へ繰り出すため167万1,000円を増額計上しております。

3款1項1目予備費は、財源調整による増額計上としております。

以上、細部説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第21号 令和7年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第21号令和7年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第21号令和7年度南三陸町介護保険特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、令和6年度決算に基づき、歳入において繰越金を、歳出においては基金積立金、国県支出金等の償還金等についてそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、議案第21号令和7年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

初めに、補正予算書46ページを御覧ください。

本補正予算は、主に令和6年度決算確定に伴い必要な整理を行うものが中心となります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,373万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億5,143万2,000円とするものであります。

補正の内容の細部につきましては、事項別明細書で御説明をさせていただきます。

52ページをお開きください。

歳入でございます。

8款1項1目繰越金は、補正前の額と合わせまして令和6年度決算余剰金5,373万3,000円を令和7年度に繰り越すものでございます。

続いて、53ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款給付費の1項8目居宅介護住宅改修費につきましては、当初の見込みから申請件数が増加していることに伴いまして、不足見込み分を増額補正するものでございます。

4款基金積立金1項1目介護保険事業財政調整基金積立金は、令和6年度決算余剰金のうち、約2分の1に相当する2,700万円を財政調整基金として積み立てるものであります。

5款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金は、今年度の歳出還付金及び過年度更正還付金の不足見込みについて増額補正するものでございます。

続いて、54ページとなります。

同じく5款2項1目一般会計繰出金は、同じく令和6年度決算確定に伴う町負担分の余剰金698万7,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。

6款予備費につきましては、財政調整のため計上しております。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第22号 令和7年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第22号令和7年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第22号令和7年度南三陸町市場事業特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、令和6年度決算に基づく繰越金の整理のほか、市場施設整備工事に係る所要額等についてそれぞれ計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 議案第22号令和7年度南三陸町市場事業特別会計補正予算についての細部を御説明申し上げます。

補正予算書の60ページ、61ページ、事項別明細書を御確認願います。

今補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ442万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,042万2,000円とするものであります。

予算書62ページを御覧願います。

まず、歳入の内容でございますが、3款1項1目一般会計繰入金につきましては、市場の施設整備工事の財源として一般会計から100万円を繰り入れるとともに、4款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金342万3,000円に対応するための補正となっております。

続いて、63ページ、歳出についてであります、1款1項1目市場管理費において、市場の排水処理施設のプロア交換工事費として330万円を補正するとともに、繰越金の2分の1を一般会計に繰り出すため、171万2,000円を計上しております。

予備費につきましては、財源調整のための補正となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ページ数63ページ、施設整備について伺いたいと思います。

今回、プロアということで分かったんですけれども、そこで伺いたいのは、昨今、何かイセエビがいっぱい捕れているということを聞いていまして、それでこれまでの分かる範囲で水揚げというか実際どれぐらい売上げというんですか、あるのか。

あとそれともう1点、施設整備ということでイセエビを受け入れるときの新たな水槽なり整備とかパッケージとかあると思うんですけども、そういったやつは必要ないのか、あったのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） イセエビの水揚げの状況でございますけれども、昨年度が約200キロでございました。これが9月1日現在にはなるんですけれども、今年度1トンということでおよそ5倍と。額にして、昨年度大体税込みで90万円程度であったものが、420万円ほどという状況になっているということでございます。

それから、水揚げしたイセエビなんですけれども、活魚槽に入れているんですけれども、何とか現状としては今の施設でやりくりできているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第23号 令和7年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第23号令和7年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第23号令和7年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正は、物価高騰対策として実施する水道料金減免等について、収益的収支を補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寺洋明君） それでは、議案第23号につきまして細部説明をさせていただきます。

補正予算書65ページをお開き願います。

令和7年度水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

まず、今回の補正の概要でございますが、第2条におきまして、当初予算の第3条に定めました収益的収支の予定額を補正するものでございます。

第3条におきましては、一般会計からの補助金の額を改めるといった内容でございます。

詳細につきましては補正予算に関する説明書で説明させていただきますので、最終ページ、68ページをお開き願います。

まず、上段の収益的収入を御覧願います。

1款1項1目の給水収益、水道料金を1,100万円減額し、2項3目他会計補助金、一般会計補助金を同額1,100万円増額する補正でございます。一般会計補正予算で説明のありましたと

おり、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、住民、事業者の経済的負担の軽減を図るため、水道基本料金1か月分を減免、減額するものでございます。その減額した金額を一般会計から補助金として同額受け入れるものでございます。

減額の対象となる給水件数は、官公庁を除く約4,760件となります。

減免額は、一般家庭で申し上げますと、口径13ミリのお宅では1か月分で税込み1,870円、20ミリのお宅では2,640円の減免となります。

令和2年度にも1か月分、令和5年度は5か月分を減免いたしておりますが、今回も同様に利用者様からの申請手続は不要としまして、使用した重量分の料金のみの請求とするものでございます。

続きまして、下段、収益的支出の補正でございます。

1款1項2目の総係費手数料の増額であります。内容につきましては、これまで伝送での口座振替の依頼に対応していなかった東日本信漁連におきまして、伝送での手続が可能となりますことから、システムを導入したいため導入手数料等を補正するものでございます。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）

佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 質疑ないようでございますので、長期にわたって町民の皆さん方に節水要請をかけておりましたが、先日、おかげさまで節水要請は取消しということになりました。おかげさまで、本当に給水をするというところまで行かなかったというのが幸いだったと思いますが、やっぱり水というのは限りある資源でございますので、そういう意味では本当に大変な思いを町民の皆さんにおかけしたと思います。

今の水源の現状等について、水道事業所長のほうから御説明させますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寺洋明君） では、私のほうから渇水、水源の推移の状況につきまして御報告させていただきます。

8月27日に節水の呼びかけ、広報をさせていただきました。その時点では、戸倉水源の水位

が3.4メートルでございました。

その後、節水の御協力もいただきながら、何とか水位の低下するスピードが遅くなつて、先週の降雨により、現在は6.3メートルまで回復している状況です。

引き続き、水は限りある資源でございますので節水を心がけていただきながら御利用いただきたいと思います。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 質疑は終わっているんだよね。

毎日のように節水協力アナウンス、漏水にそっちこっちでなかなか修理に着手できないでいたんだ。重機は用意してあるの。いつやるんだろうな。やっぱりほら、今働き方改革で8時半にならないと動かないんだと思うんだな。じゃあ、そういうときは特別なので、片や節水節水、片やジャージャージャージャーといっぱい流れているだろう。いつ止めるんだろうなと。じゃあ、そういうときは緊急を要するので業者さんに特別にお願いして、昔は夜中でも何でもやったものだ、漏水は大変ですから。ところが、今は非常に働き方改革が何か分からぬけれども、時間にならないと稼働しないと。非常に難しい点もあるでしょうけれども、やはりそこは早めに手だてを打ったほうがいいと思います。

終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 報告第8号 令和6年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について

日程第12 報告第9号 令和6年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、報告第8号令和6年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について、日程第12、報告第9号令和6年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について。

お諮りいたします。以上2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることと決定いたしました。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました報告第8号令和6年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について並びに報告第9号令和6年度決算に基づく南三陸町資金不足比率についてを御説明申し上げます。

本2件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度決算における財政の健全化に関する比率を算定し、本町監査委員の審査に付しましたので、別冊の令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を添えて報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） それでは、報告第8号及び報告第9号につきまして一括して御説明を申し上げます。

それでは、議案書8ページを御覧願います。

最初に、報告第8号令和6年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について細部説明をさせていただきます。

健全化判断比率につきましては、毎年度の決算を基に、自治体の財政状況はどのような位置づけにあるのかを指標として表したもので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の審査に付し、議会に報告することとなっております。

健全化判断比率につきましては、9ページをお開き願います。

9ページに記載しております実質赤字比率から将来負担比率まで4項目で構成されております。

最初に、実質赤字比率につきましては、一般会計における赤字が生じている場合、その赤字が標準財政規模に占める割合を示すもので、同様に次の連結実質赤字比率は、各種特別会計を合算して赤字が出た場合の割合を表すものです。いずれも数値が大きいほど危険が増すと

いう指標になります。本町の場合、一般会計、各種特別会計とも合算して赤字となっておりませんので、御覧のハイフン表記となっております。

3つ目の実質公債費比率につきましては、一般会計及び企業会計などが負担する元利償還金など、標準財政規模に対する割合で表したもので、こちらは数値が低いほど健全であるということを意味しております。令和6年度は10.8%、令和5年度決算におきましては10.6%でしたので、0.2%上昇している状況であります。

参考までに、南三陸町となってからの実質公債費比率につきましては、震災前の平成21年度、22年度決算による14.2%をピークに、令和元年度に6.5%まで下降しましたが、その後、公営住宅建設事業債、いわゆる災害公営住宅を建設する際の起債の償還が本格化した令和2年度から上昇傾向に転じている状況であります。

4つ目の将来負担比率ですが、こちらは将来負担すべき負債総額から、現在保有する各種基金と、将来的に公債費の償還に充当する分として交付が見込まれている普通交付税の財源を差し引いて、残る負債額を標準財政規模に比べて数値化する指標となります。これは数値が大きいほど将来負担が大きいことを意味します。令和5年度におきましてもハイフン表記となっておりますが、計算上、公債費などの将来負担額よりも各種基金など充当可能財源のほうが多いので、ハイフン表記となっているところです。

中段の早期健全化基準の数値につきましては、いわゆる黄色信号の標準値であり、下段の財政再生基準の数値につきましては、いわゆる赤信号の基準値を表しているものです。これを超えますと、財政再建団体として国から財政面での制限を受けるなどの基準とされるものであります。

この中で、当町の実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率につきましては、御覧のとおり、いずれも数値には表れておりませんが、唯一、実質公債費比率が数値として表れている状況です。しかしながら、これも黄色信号になります早期健全化基準の25%を下回っている状況となっております。

幸い、当町の財政運営の状況につきましては、現時点におきましては健全化判断比率の上では懸念されるような状況ではありませんが、引き続き健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

続きまして、議案書10ページをお開き願います。

報告第9号令和6年度決算に基づく南三陸町資金不足比率の状況です。これも毎年度決算を基に、地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条の規定により、議会に報告することと

なっております。

11ページをお開き願います。

こちらは会計ごとの資金不足比率を表すものでございますが、いずれの会計とも資金不足が生じておりませんので、ハイフン表記となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 次に、監査委員より、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書が提出されております。

職員に審査意見書を朗読させます。朗読は必要部分のみとします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって報告第8号及び報告第9号の件を終わります。

日程第13 認定第1号 令和6年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第2号 令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第15 認定第3号 令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第16 認定第4号 令和6年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第17 認定第5号 令和6年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第18 認定第6号 令和6年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

日程第19 認定第7号 令和6年度南三陸町下水道事業会計決算の認定について

日程第20 認定第8号 令和6年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

日程第21 認定第9号 令和6年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の
認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、認定第1号令和6年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第21、認定第9号令和6年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決

算の認定についてまで、お諮りいたします。以上9案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、9案は一括議題とすることに決定いたしました。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました認定第1号令和6年度南三陸町一般会計歳入歳出決算から、認定第9号令和6年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算まで全9会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、会計管理者並びに水道事業企業出納員及び病院事業企業出納員からそれぞれ関係書類の提出があり、本町監査委員の審査に付しましたので、別冊の令和6年度南三陸町各種会計決算及び基金の運用状況審査意見書を添えて、決算の認定を求めるために提出をしたところであります。

まず、認定第1号の令和6年度南三陸町一般会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

令和6年度一般会計は、歳入総額124億512万8,686円、歳出総額115億8,359万4,947円で決算いたしました。

歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は8億2,153万3,739円で、このうち、さきに報告、承認をいただきました繰越明許費繰越額1,548万5,000円と事故繰越額370万3,358円を翌年度へ繰り越すべき財源として除いた実質収支額は8億234万5,381円の黒字決算となりました。なお、そのうち4億200万円を財政調整基金に積み立て、残りの4億34万5,381円を令和7年度へ繰越しをしております。

次に、令和6年度一般会計決算に係る事業概要等を申し上げます。

東日本大震災の発災から13年目となる令和6年度は、「ひと森里海 いのちめぐるまち 南三陸」を町の将来像に掲げた南三陸町第3次総合計画の施行初年度を迎える、復興後の新たなステージにおいて、人のつながり、自然の恵みを大切にするまちづくりが改めてスタートし、本町の豊かな資源や地域産業の魅力発信、さらには国内外からの教育旅行や交流事業など積極的に受け入れ、交流人口や関係人口の拡大を図ってきたところであります。

また、年度末の3月には第3次総合計画との整合を図りつつ、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略及び宮城県の新・宮城の将来ビジョンを勘案しながら、魅力ある地方創生を推進していくための指針として南三陸町第3次総合戦略を策定いたしました。

私は、令和6年度の施策、政策の基本方針において、産業の振興、持続的発展、地域経済の好循環に向けた取組、人づくりから始まるまちづくり、福祉の向上、子育てに優しいまちづくり及び学びの充実、住民満足度の向上の5点を主要施策に掲げ、復興後の新たなまちづくりの推進に寄与する人材の育成やソフト事業を中心とした施策に取り組むと申し上げました。

それでは、令和6年度の施政方針に沿って、その取組と決算の概略を申し上げます。

初めに、産業の振興、持続的発展についてであります。

本町の地域産業は、原油価格、物価の高騰等の影響を受け、令和6年度においても困難な局面が続いておりました。そのような状況においても、本町が持つ地域資源や魅力を最大限に生かし新たな価値を創造していくことが重要であるとの認識の下、農林水産業においては、ブランド化や新規作物の栽培等に取り組む農業者への支援としてチャレンジ農業支援事業費補助金を交付し、ラムサール条約湿地登録推進事業については、産業団体等を対象とした研修会を開催するなど、ラムサール条約湿地登録に関する普及啓発を行いました。

また、観光業においては、町全体を学びのフィールドとして活用している本町ならではの強みを生かし、令和6年度は約160の団体を教育旅行として受け入れ、交流人口拡大に努めました。

次に、2点目、地域経済の好循環に向けた取組についてであります。

さきに申し上げましたとおり、本町の地域経済は、長引く原油価格、物価の高騰等の影響を強く受け、大変厳しい状況となりました。このような状況を踏まえ、本町では、町民生活の下支えや落ち込んだ地域経済の早期回復と好循環に向けて、物価高騰等の影響を受けた町民や事業者に対し、きめ細やかな支援事業を実施してきたところであります。

令和6年度においても、物価高騰等の影響が大きい低所得世帯に対し、住民税非課税世帯等臨時特別給付金等を支給したほか、一次産業への支援としましては、農業者の経済的負担の軽減を図るため、燃油価格高騰対策支援事業費補助金及び飼料等価格高騰対策支援金を交付したほか、本町の基幹産業である水産業については、燃油価格の高騰に伴う漁業者支援として原油価格高騰対策漁業者支援給付金を支給いたしました。

このほか、町内事業者への支援としまして、燃油価格及び電気料金の高騰による負担を軽減し事業継続の下支えとなるよう、高圧電力利用事業者の電気料金や道路運送事業を営む事業者の燃料購入費に対する一部支援を実施いたしました。

次に、3点目、人づくりから始まるまちづくりについてであります。

令和5年度からの取組として、次世代のまちづくりに向けた人材育成を主たる目的に、南三

陸みらい創生塾「みなゼミ」を開講し、令和6年度においても20名の方々に塾生として参加していただきました。

また、町民有志による団体等が主体的に行う活動、事業を支援し、参加と協働のまちづくりを推進するため、自主的、自発的に活動する8団体に対して、南三陸町おらほのまちづくり支援事業補助金を交付し、集いとにぎわいの創出や町の魅力、地域資源のPRなど、町民主体のまちづくり活動について積極的に支援をいたしました。

次に、4点目、福祉の向上、子育てに優しいまちづくりについてであります。

原油価格、物価の高騰が長期化する中、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、令和6年度においても、国の臨時交付金を活用した低所得世帯こども加算給付金を支給したほか、小中学校の学校給食費無償化を実施いたしました。

また、こども基本法に基づいて第3期南三陸町子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画、子ども・若者計画を包含した南三陸町こども計画を策定いたしました。

最後に、5点目、学びの充実、住民満足度の向上についてであります。

豊かな人間性の形成と活力に満ちた魅力ある地域づくりを目指し、町民が生涯学習活動に参画しやすい環境づくりに努め、各世代における交流、研修活動や文化芸術活動の推進を図るとともに、社会教育団体をはじめとした関係団体及び指導者の育成にも取り組みました。

また、各種スポーツ大会の開催をはじめ、プロスポーツ団体との連携といった本町ならではの特性を生かしながらスポーツに触れる機会を提供するなど、スポーツを通じた教育、学びの場の創出にも努めました。

続きまして、認定第2号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計から認定第9号令和6年度訪問看護ステーション事業会計までの会計についてでありますが、特別会計ごとの決算概要につきましては、追って会計管理者から御説明申し上げますので、私からは水道事業、下水道事業及び病院事業会計決算の概要について御説明をさせていただきます。

まず、認定第6号令和6年度南三陸町水道事業会計決算についてであります。

水道事業につきましては、震災による災害復旧事業が完了したことから、老朽管更新事業を継続して実施しており、安全で安心な水を提供できるよう取り組んでおります。

給水状況では、給水人口で1.8%減の1万1,220人、給水件数は0.9%減の4,861件、年間有収水量については4.0%減の134万8,860立方メートルとなっております。

続いて、水道事業会計における決算状況についてでありますが、まず税込収益的収支につきましては、収入総額6億2,436万7,591円に対し、支出総額が5億8,839万3,800円、差引きopr

ラス3,597万3,791円となりました。税抜損益計算によりますと、2,527万7,627円の純利益となっておりました。

また、資本的収支につきましては、収入総額が9,663万3,000円、支出総額が3億1,445万6,430円となっており、支出に対しまして不足する2億1,782万3,430円につきましては、過年度損益勘定留保資金等の補填財源で措置をいたしております。

今後も、水道経営の大きな要因となる給水人口や給水件数等の動態を注視し、災害に強く安全性の高い効率的で持続可能な水道事業を目指し、経営の安定と給水サービスの向上に努めるなど、一層の経営努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、認定第7号令和6年度南三陸町下水道事業会計決算についてであります。

下水道事業につきましては、下水道事業ストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策として施設の更新事業を継続して実施をしており、効率的な下水道施設の機能確保に取り組んでおります。

年間総処理水量では4.3%増の9万6,697立方メートル、年間の有収水量は2.0%減の7万2,690立方メートルとなりました。

続いて、下水道事業における決算状況についてであります。まず税込収益的収支につきましては、収入総額1億1,929万8,827円に対し、支出総額が1億1,415万6,455円、差引きプラス514万2,372円となりました。税抜損益計算書によりますと、401万9,881円の当年度純利益となっております。

また、資本的収支につきましては、収入総額が1億441万4,525円、支出総額が1億1,794万4,122円となっており、支出に対しまして不足する1,352万9,597円につきましては、消費税及び地方消費税収支調整額等の補填財源で措置をいたしております。

今後も公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、公営企業が将来にわたって住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、一層の経営努力に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第8号令和6年度南三陸町病院事業会計決算について御説明いたします。

病院事業につきましては、適切に役割を果たし良質な医療を提供するために体制の充実を図るとともに、経営状況の改善を目標に事業を推進してまいりました。

入院における患者数は対前年度1,736人、6.4%の減、外来における患者数においても対前年度比2,984人、6.7%の減となっております。入院患者の病床稼働率は77.8%、対前年度比5.3%減という状況となりました。

病院事業会計における決算状況についてであります、収益的収支につきましては、収入が入院収益、外来収益及び一般会計繰入金等により16億8,307万8,770円、支出が18億9,490万8,066円、差引き2億1,882万9,296円の純損失となりました。

次に、資本的収支につきましては、市中銀行からの企業債7,000万円や一般会計からの出資金8,742万2,000円を財源に、医療機器整備と企業債償還を実施いたしました。

医療人材の確保につきましては、常勤医師及び非常勤医師の確保を図るため、宮城県及び東北大学病院等に派遣要請を行っております。そのほか、県内外の6病院から27人の研修医の先生を受け入れております。

町民の健康を支える上で、病院事業による医療の提供が重要であると考えており、今後もより一層の経営の健全化を図り、安定した地域医療の提供に努めてまいります。

以上、令和6年度における決算概要を申し上げましたが、今後においても、目まぐるしく変化が進む社会動向や時代の要請に対ししっかりと対応しながら、復興後の新たなステージを力強く歩んでまいりたいと考えております。

また、本町の魅力ある産業のさらなる振興と地域経済の好循環に向けた取組を展開しながら、協働による持続可能なまちづくりを実現させるため、引き続き職員一人一人の意識改革を推進し、新たな歳入の確保、歳出の抑制を着実に実施し、予算の効果的、効率的な執行に努めてまいりますので、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 次に、監査委員より各種会計決算及び基金の運用状況審査意見書が提出されています。

職員に審査意見書を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 監査委員の補足説明がありましたら、説明を求めます。横山代表監査委員。

○代表監査委員（横山孝明君） 決算監査の内容につきましては、ただいま局長が朗読したとおりですが、町税全体の収納率が職員の努力もあり県内でも高い水準にはなっていますが、昨年度よりも若干やっぱり下がっている傾向にありますので、これからも収納対策については確保に努めていただきたいというふうに思います。

また、歳入確保の課題であります収入未済額につきましては、税外収入、それから国民健康保険税で若干増加傾向にあるということから、これも収納対策に努め収入確保を図る必要が

あると考えます。

公営企業の水道事業、下水道事業は純利益と今年なっておりますけれども、まだ欠損金が発生している状況でありますので、今後も健全な事業運営を図る必要があると考えます。

また、病院事業については純損失となっており、昨年度より損失額が増加しておりますので、適切な事業運営に努めることが必要であると考えます。

今後とも、職員皆さんには予算の有効活用を図りながら町の発展に寄与することに努めていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時40分といたします。

午後2時21分 休憩

午後2時38分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより質疑に入ります。

なお、本9案については、議会運営委員会の協議において議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行うこととされておりのことから、この本会議においての質疑については総括的な内容とし、細部にわたる質疑については特別委員会において行うようお願いしたいと思います。なお、監査委員に対する質疑も許します。

それでは、総括的な質疑をお願いします。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、令和6年度決算に対する総括的質疑をお伺いいたします。

私は2点お伺いしようかなと思っております。

まず1つ目は、先ほど町長から御説明いただきました概要説明の令和6年度の主要方針についての2点目に関することです。地域経済の好循環に向けた取組ということで、町長、先ほどの概要説明がございました。これは南三陸町がこれからも続いていくために極めて重要であると私も思っております。いわゆる漏れバケツ理論というものがあります。地域からお金が外へ漏れ出ていかないように、田舎から都会へ人、物、金が一方的に流出していくままで、地方の経済がまさにじり貧の状況になるといったことにならないように地域で経済を回すということだと思いますが、これは非常に重要だと思います。その地域でお金を循環させるための仕組みづくりに取りかかるための令和6年度だったのかなというふうに、町長が施政方針で位置づけたものと理解しております。

しかし、先ほどの町長のこの点に関する概要説明では、給付金と補助金のお話しか出てまいりませんでした。補助金の雨を降らせて、それを受け止めるバケツに穴が開いたままでは循環とは言いがたいのではないかというふうに感じました。国・県のお金引っ張ってまして地域に落とすことはできたのだと思いますけれども、それを再び回す、循環させる、つまり税収としてまた戻ってくるような仕組みづくりが目に見えて進んだとは言いがたいのではないかなどと思います。

地域経済の好循環を生み出すまでには至っていないと思いますけれども、困難な社会情勢下にあっても、令和6年度の取組によってその糸口だけでも見えてほしいなと思いますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

もう1点、まさに総括的な質疑になりますが、我々の任期は4年であります。この9月会議が最後の定例会議ということになると思います。私は、4年間の活動の集大成のつもりで一般質問をさせていただきました。

町長は、いつも私の一般質問や質疑には正面から答弁してくださいました。おかげで白熱した論戦ができ、そして幾つかの成果を提示することもできたと思っております。例えば、南三陸高校の防災ワークショップの開催、ワクチン接種時の子供の一時預かりの実現、荒町地区のスクールバスの増便、旧志津川駅跡地やせせらぎ公園の石碑の活用、子育てタウンミーティングの開催、防災対策庁舎の意見交換会の開催、ベイサイドアリーナの照明交換、そして今回行いました津波警報発令時の対応の見直し、4年間だけでこれだけありました。全て私がやったというのはおこがましい話ではありますけれども、少しは町を変えることができたのかなと、そういう働きができたのかなと自負するとともに、真摯に真剣に私の質問に向き合っていただいた町長に感謝するものであります。町長にとっても、この4年間の任期は一区切りつくものだと思います。

先ほどの概要説明の中でも、4年前の令和3年度の決算の概要説明とは大きな違いがあることに気づきました。町長御自身はお気づきでしょうか。私が思うには、復興という言葉が出てこなくなりました。令和3年度の決算概要を振り返りますと8回も出てきます。今回はゼロです。ゼロというのは正確ではないんですが、正確には3回出てきておりますが、いずれも復興後の新たなステージ、もしくは復興後の新たなまちづくりという文脈で使われております。

佐藤町長の政治家人生は、恐らく2011年3月11日を境に別の意味を持つようになったことだと思います。それは被災地の町長という新たな意味です。4年間のこの任期がそろそろ終わ

りを迎えるというところに当たって、町長の胸に去来するものは何かお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、1点目の地域経済の好循環というお話でございますが、多分御承知だと思いますが、私も地元で経営者の方々といろいろな意見交換をさせていただいているところでありますが、大変厳しい状況だというのは、1点は震災からのまだ借入れがあるということと、それから新型コロナウイルスでまた新たな借入れを起こしているということございまして、そういう意味においての経済というものについての地域の厳しさということについては、折に触れて地域の経営者の方々にお話をいただいております。そういった観点から、地域経済の好循環というふうなお話をさせていただいております。

基本的には、後藤議員がおっしゃっていますように、私も常々お話ししていますし、職員の方々にもお話ししているんですが、基本、前にちょっと言ったかもしれません、南三陸町は、役場は基本的には南三陸町内においての最大の企業であります。100億円を超すお金を動かしているということになりますので、でき得ればこのお金がある意味可能な限り地域で循環をさせていくというのが私の基本的な思いでありますし、そうでないと、この町からお金、それからさっき言った人も出ていくということになりますので、ぜひこの地域でお金を回していくというお金の動かし方ということは、非常に重要だというふうに思っております。

ですから、職員にも水漏れということについてはお話をしておりますし、ないようにというふうに思うんですが、残念ながら地元ではこなせない部分については、ある意味外に出ていくというのはやむを得ない話ですが、ただ、町内で金が回れば、ある意味企業の利益にもつながりますし雇用を守っていただけるということにもつながりますから、結果、それが税収として町に翻ってくるという結果になりますので、ぜひ、私どもとすれば、そういった仕事でやれる分については地元でお金を動かす、回していくということが非常に大事だと思います。

さっき国のほうの補助金等のお話もありましたが、そういった問題はそういった財源についても同様に地元でいかに回していくかということが、町の経済をいい方向に動かしていくということになります。ただ、基本的にどの分野がということになりますと、なかなか具体にお答えをできるということはできませんが、しかしながら、そういう努力は続けてきたということだけは間違いないというふうに思っております。

それから、2点目なんですが、4年間ということで1つの区切りということになりますので、この4年間に思い至らせれば、まず1点、この4年間で私からお話しする部分についてはあ

る意味総括的なお話ですので、まず、復興事業が全て終了したということが大事だらうというふうに思います。

4年前、南三陸311メモリアルあるいはうみべの広場がまだ工事中ということがございましたので、御案内のとおり、南三陸311メモリアルにつきましては、完成して3年がたちまして、つい9月6日の日に入場者が30万人を記録したということで大変たくさんの方においでをいただきて、先日も大学の生徒たちがおいでになって、そういった復興の町のいろいろ視察をしていただきましたが、震災復興祈念公園があって、手を合わせる場所があって、メモリアルで防災というものをしっかりと考える場所があって、そしてすぐ前にはさんさん商店街という場所があって、そこで買物をすると。にぎわいと防災と祈りの場所というのが一体となって整備しているというのは、大変すばらしいというお話をいただきました。そういう場所にもなりましたし、それから、うみべの広場も2年前に完成をしたということになりますので、これである意味南三陸町のハード的な復興事業については全て終了したというのがこの4年間だったと思います。

それから、もう一つ大変厳しかったのは、やっぱり新型コロナウイルスが大変厳しかったと思います。経済的には多分相当の大打撃をいただきました。本当に経済が止まったと言っても過言ではない状況でございました。とはいって、それでも町内の企業の皆さん、一次産業、二次産業の皆さん方には頑張って取り組んでいただいたということが、何とかここまで盛り返してきているという大きな原因の1つだらうというふうに思います。

そして、もう一つ挙げるならば、やっぱり全国募集がスタートして1年生から3年生までそろったということが、ひとつ私にとってこの4年間で忘れられない1つの政策だったなというふうに思っております。

まだまだいろいろ思い返せばあるんですが、基本的にこういう分野かなということでお話しをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにござりますか。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、私からも1点お伺いさせていただきます。お聞きしたいのは令和6年度の決算でございますので、その検証のポイントをもう少し深くお聞きできればなと思います。

前段で後藤議員のほうから質問で、町長の4年間のいろいろな思いとか総括お聞きしましたし、私も初めて議員になって4年間通して過ごしてきたわけですが、本当に震災復興もそうですし新型コロナというのも本当に未知なる局面の中で、様々な御判断、そしていろいろな

施策を実施されてきたところと思います。

とはいって、いつも議場でやり取りしたとおり、予算、決算は1年ごとに本当に適正になっているかどうかというのも大事なポイントでありますので、今回、令和6年度決算については、数字的なものは5年度と比べても大体数値が横ばいですとか黒字決算額も横ばいですとか、やっと震災復興とか新型コロナ対策が一段落して、さあこれからかなというところの段階だというふうに思います。

そういうところで、総括質疑でございますので、令和5年度決算と比較して町長御自身が思う本当に主要施策5策ありますけれども、本当にここはよかったですとか、やっぱり100%完璧な施策というのはもちろん実施難しいので、さらに、ここは改善すべきだったろうかとかもしくは反省点等々、何か思うところがあればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 思い返せばいろいろあります。ですが、あえてお話しをさせていただくと、例えば、L S Aが終了しました。国の補助金も終わったということでしたので、これどうするんだということが、非常にこれから高齢者の方々が多くなってきて年々多くなっていく。そういう中で、社会福祉協議会といろいろ相談をさせていただいて、これをこのままそっくりやめてしまうということについては、非常にこれは問題だよねという話をしまして、ぜひこの分については残そうということで町としても判断をさせていただいて、残させていただいて、人数は減りましたが、ある意味、継続して高齢者の皆さん方の相談相手、見守り、そういうことをやっていただいているということが、ある意味1つはよかったですかなというふうに思っております。

それから、よくいろいろな子供たちの子育ての場面に伊藤議員もよくお邪魔していますが、会議に行ってますが、初めて今年「みなはぴ」の会議にお招きいただいていろいろお話を聞きましたし、その前には子育てのこういう政策をお願いしたいというお話をいただいたりして、今回改めて生の声を聞いたときに、率直によかったなと思ったのは、以前に町のほうに要望した際に、こういうことに取り組んでくれたということを率直に皆さんの方で発表していただいて、その分はまさしく保健福祉のほうが一生懸命職員の皆さんと知恵を絞りながらやってくれた政策を素直に評価してもらえるというのはすごいありがたかったなというふうに思いますし、また反面、まだこういう子育ての支援の在り方というのをお願いしたいということのお話をいただくと、まだまだ子育て支援というのは、子育てをしているお

母さん方にとっては十分じゃないんだなということは改めて認識をさせていただきました。

それぞれ高齢者の方々の様々な課題もありますし、それから基本的にはさっきハード事業終わったというものの、コミュニティーをどうするんだという問題は、これはまだまだこれから継続しなければいけない問題ですので、そういう問題等も含めて、いろいろここでソフト部門の取組ということが南三陸町では大きく求められる案件になってくるんじゃないのかなと痛感したこの1年間だったというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 町長のお考え方ありました。

決算ということで、今回、また審査に当たるわけですけれども、財源の中身は、当然、自主財源だけではなくて国の財源、それから施策にどうしても頼らざるを得ないというのは、これは当町だけではないと思います。

とはいって、当町のセールスポイントはたくさんあることも、この議場の中でもたくさんいろいろな例が挙がりましたし、今、町長御答弁ありましたとおり、本当にいい部分は本当に継続していくんだと、そして課題解決に当たっていくんだということを伺いましたので、引き続き、決算審査終わればまた来年度の予算編成につながっていくと思うので、ぜひ、今、多様な人材がすごく一生懸命いろいろなコラボをしてつくり出されるチャレンジというのは数多くあって、その可能性は広がっていると思います。

同時に、南三陸スタイルというか南三陸ならではのものをつくりしていくことが、これからの中でも、あらゆる競争や持続的発展、活性化につながっていく、それが町民福祉の向上の基盤になるというふうに思っております。

10月に合併20周年を経て、次の町の新たな歴史のステージに入っていくと思うんですが、一般質問でも最後に御答弁いただいたとおり、ネイチャー・ポジティブ宣言も行うということも答弁でいただいておりますが、これからつくり上げる次年度予算編成に向けて、この場で言えることで構わないんですけども、何か考えとかもしくは意気込みとかもしありましたらお示しいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 南三陸の持っているポテンシャルというのはあります。それがじゃあ十二分に磨き上げているのかということになると、まだまだ十分に磨き上げる部分というのは多々あると思います。少なくとも、そういったところをやっていくということが、この町の魅力を町外に発信していく、あるいは町民の皆さんに自信を持ってもらうというところにつ

ながっていくと思います。

前からお話ししていますように、地域づくりというのは宝探しだと思っていましたので、この地域に宝というのはまだまだ転がっていると思います。そういった宝をしっかりと、議員の皆さんもそうですが、我々もしっかりと見つけながら、それをちゃんと磨き上げて南三陸らしさというのをもっと全国、世界に発信をしていくということが非常に大事だというふうに思います。

やっぱりどうしてもこういった人口減少の社会になって、我々が取り組まなければいけないのは、地域、南三陸らしさという中でのいわゆる魅力というのが、そこはやっぱり私は前から言っているとおり人だと思っているんです。そういった人を目がけて南三陸に来てくれる方々がたくさんいらっしゃるということが、この南三陸の強みはそこにあります。

それが、ひいては南三陸の活力というものにつながりますし、それが継続して今後とも、皆さんのが行政だけじゃなくて官民それぞれ一緒になってそういう磨き上げをやっていくということがこの町にとって非常に大事なことだと思いますので、これからも、関係人口やらよく言われるようなそういった交流人口含めてしっかりとお迎えをしながら、地域の経済あるいは地域の活力というものをしっかりと皆さんで手を合わせて盛り上げていきたいというふうに思います。（「終わります」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 総括ということで、あまり細いようにならないようにお聞きしたいと思います。

まず、お聞きしたいのは、行政で大切なことの1つとして、失敗すること、トライ・アンド・エラーが大切だと思っています。新しいことへの果敢な取組が魅力あるまちづくりの1つではないかと、私は信念として思っています。そのためには、責任も大変重くのしかかるものだと思います。これまで果敢に提案型の質問をさせてきました。思えば、ドッグランはじめ、昨今ではパークゴルフ、そのような形でしていたんですけども、理想論として、これまで行政のかじを取ってきた町長は失敗をおそれて無難なまちづくりをしてこなかったか、今回この決算に当たって振り返ることがあれば伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あえて言えば、失敗が数多くありました。全く経験したことのない震災からの立ち上げでしたので、本当にこれでいいんだと思いながらも、残念ながら、それは実は失敗だったということについては、そのときに気づいたこともあれば後になって気づいた

ことも結構あります。ただ、それを表に出すか出さないかの問題で、首長が失敗しましたと、なかなかこれは言えないんです。ですから、ここは今野雄紀議員に見えないように隠すようにやってきたし、そういうようないろいろな様々なことがあったというのが東日本大震災だったなというふうに思います。

ただ、そういう失敗もありましたけれども、でも、ある意味町民皆さんがカバーもしてくれましたし、町会議員の皆さんにもカバーしてもらった部分がございましたので、お互いに傷をなめ合うということではないんですが、お互いに失敗をそれぞれあまり責めないで何とか前に進みましょうということでやってきた14年間だったのかなというふうに思いますので、本当に個別個別で言えば、こういうことを失敗しました、こういうふうに失敗しましたと言えばいいんですが、そこはなかなか言わないようにしますけれども、そういうような意味だったというふうに思いますので、別に今野雄紀議員には提案型の一般質問をずっとこれからも取り組んでいただきたいと思います。

ただ、実現可能なものと全く実現可能、不可能なことも含めて提案をいただきますので、そのときには、それぞれができるかできないか正確な判断をしながらお話をさせていただければと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本9案については、議長を除く議員全員で構成する令和6年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本9案については、議長を除く議員全員で構成する令和6年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することと決しました。

暫時休憩をいたします。

ここで委員会条例第9条の規定により令和6年度決算審査特別委員会を開催いたしますので、議員の皆様は議員控室にお集まりをお願いします。

再開は3時15分といたします。

午後3時01分 休憩

午後 3 時 16 分 再開

○議長（星 喜美男君） それでは、再開いたします。

ここで御報告を申し上げます。

先ほど開催されました令和 6 年度決算審査特別委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果について議長に報告がありました。

委員長に村岡賢一君、副委員長に後藤伸太郎君が選任されましたので、御報告いたします。

よろしくお願ひいたします。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会することとし、令和 6 年度決算審査特別委員会終了後に本会議を再開することといたします。

本日はこれをもって散会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3 時 17 分 散会